

令和6年第1回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和6年3月1日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月1日 午前11時05分開会
4. 応招議員 1番 上 麻 里 2番 藤 本 昌 義  
3番 辻 内 正 誠 4番 下 中 一 平  
5番 山 本 義 史 6番 上 滝 義 平  
7番 野 木 康 司 8番 中 西 利 彦  
9番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町 長 中 井 章 太 副 町 長 和 田 圭 史  
教 育 長 土 居 正 明 参 事 黒 田 祐 介  
総 務 課 長 辻 中 哲 也 公民連携室長 小 西 修 司  
協働のまち推進課長 森 脇 登 志 男 町民税務課長 戸 毛 祥 博  
長寿福祉課長 吉 村 直 樹 暮らし環境整備課長 山 本 剛  
産業観光課長 中 尾 勇 教 育 次 長 上 林 勝 則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局 長 坂 本 や よ い 主 査 中 出 敬 子
10. 議事日程  
日程1 会議録署名議員の指名について  
日程2 会期の決定について
11. 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ
12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回吉野町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

5番 山本義史議員 6番 上滝義平議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりします。

本定例会の会期は本日より15日までの15日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より15日までの15日間に決定いたしました。

本日はこれをもって散会することにいたします。

ご協力ありがとうございました。

( 午前 11時 06分 散会 )

令和6年第1回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和6年3月4日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月4日 午前10時20分開会
4. 応招議員 2番 藤本昌義 3番 辻内正誠  
7番 野木康司 9番 西澤巧平
5. 不応招議員 1番 上麻里 4番 下中一平  
5番 山本義史 6番 上滝義平  
8番 中西利彦
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 不応招議員に同じ
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町長 中井章太 副町長 和田圭史  
教育長 土居正明 参事 黒田祐介  
総務課長 辻中哲也 公民連携室長 小西修司  
協働のまち推進課長 森脇登志男 町民税務課長 戸毛祥博  
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 山本剛  
産業観光課長 中尾勇 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局長 坂本やよい 主任 峠香織
10. 議事日程  
日程1 議長の諸報告について  
日程2 選第1号 吉野広域行政組合議会議員の選挙について  
日程3 選第2号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙について  
日程4 発議第1号 吉野町議会予算決算特別委員会の設置について  
日程5 吉野町議会常任委員会委員の選任について  
日程6 吉野町議会議会運営委員会委員の選任について  
日程7 吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について  
日程8 吉野町議会庁舎整備等に関する調査特別委員会委員の選任

について

日程 9 推第 1 号 吉野町人権施策協議会委員の推薦について

日程 10 推第 2 号 吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について

日程 11 推第 3 号 吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の  
推薦について

日程 12 推第 4 号 吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員  
の推薦について

日程 13 推第 5 号 三町村広域行政推進協議会委員の推薦について

11. 本日の会議に付した事件

なし

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

本日は、会議を開く時刻を相当過ぎております。

出席議員総数が4名で定足数に達しておらず、会議を開くことができません。

したがって会議規則第12条第1項の規定により延会します。

本日はこれで散会といたします。

( 午前 10時 20分 散会 )

令和6年第1回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和6年3月5日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月5日 午前10時10分開会
4. 応招議員 1番 上 麻 里 2番 藤 本 昌 義  
3番 辻 内 正 誠 4番 下 中 一 平  
5番 山 本 義 史 6番 上 滝 義 平  
7番 野 木 康 司 9番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 8番 中 西 利 彦
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 不応招議員に同じ
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町 長 中 井 章 太 副 町 長 和 田 圭 史  
教 育 長 土 居 正 明 参 事 黒 田 祐 介  
総 務 課 長 辻 中 哲 也 公民連携室長 小 西 修 司  
協働のまち推進課長 森 脇 登 志 男 町民税務課長 戸 毛 祥 博  
長寿福祉課長 吉 村 直 樹 暮らし環境整備課長 山 本 剛  
産業観光課長 中 尾 勇 教 育 次 長 上 林 勝 則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局 長 坂 本 や よ い 主 任 峠 香 織
10. 議事日程  
日程1 議長の諸報告について  
日程2 選第1号 吉野広域行政組合議会議員の選挙について  
日程3 選第2号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙について  
日程4 発議第1号 吉野町議会予算決算特別委員会の設置について  
日程5 吉野町議会常任委員会委員の選任について  
日程6 吉野町議会運営委員会委員の選任について  
日程7 吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について  
日程8 吉野町議会庁舎整備等に関する調査特別委員会委員の選任に

ついて

- 日程 9 推第 1 号 吉野町人権施策協議会委員の推薦について
- 日程 10 推第 2 号 吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について
- 日程 11 推第 3 号 吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について
- 日程 12 推第 4 号 吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について
- 日程 13 推第 5 号 三町村広域行政推進協議会委員の推薦について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただ今の出席議員総数は8名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
中井町長	<p>開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>令和6年第1回吉野町議会定例会招集させていただきましたところ、ご出席賜りありがとうございます。</p> <p>本日は、議案のとおり各議員の皆さん方の役員改選でございます。慎重審議賜り、そしてまた二元代表制の一翼を担う議会としての役割を果たしていただきますよう、委員会選任、様々な議論がございますけれどもよろしくお願ひ申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。</p>
野木議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日程1 議長の諸報告に入ります。</p> <p>会議規則第128条第1項のただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。</p> <p>日程2 選第1号 「吉野広域行政組合議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 事 務 局 朗 読 )</p> <p>選挙の方法についておはかりします。</p> <p>投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。</p> <p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>金曜日の全協で決めたとおりでしたら議長一任でお願いいたします。</p>

野木議長	<p>議長一任の声がありますので、選挙の方法は指名推選で行い、私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>吉野広域行政組合議会議員に、上麻里議員、下中一平議員、上滝義平議員、西澤巧平議員を指名いたします。</p> <p>おはかりします。</p> <p>ただいま、議長が指名いたしました4名を吉野広域行政組合議会議員選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、上麻里議員、下中一平議員、上滝義平議員、西澤巧平議員を吉野広域行政組合議会議員選挙の当選人と決定いたしました。</p> <p>選挙の結果、当選人となりました、上麻里議員、下中一平議員、上滝義平議員、西澤巧平議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。</p> <p>上麻里議員、下中一平議員、上滝義平議員、西澤巧平議員、よろしく願いいたします。吉野広域行政組合議会議員選挙を終わります。</p> <p>日程3 選第2号「奈良県広域消防組合議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事務局朗読 ）</p> <p>選挙の方法についておはかりします。</p> <p>投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。</p> <p>辻内議員。</p>
------	--

辻内議員	議長の指名推薦でお願いします。
野木議長	<p>議長一任の声がありますので、選挙の方法は指名推選で行い、私が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>奈良県広域消防組合議会議員に、西澤巧平議員を指名いたします。</p> <p>おはかりします。</p> <p>ただいま、議長が指名いたしました西澤巧平議員を奈良県広域消防組合議会議員選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、西澤巧平議員を奈良県広域消防組合議会議員選挙の当選人と決定いたしました。</p> <p>西澤巧平議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。</p> <p>西澤巧平議員よろしくお願いたします。</p> <p>奈良県広域消防組合議会議員の選挙を終わります。</p> <p>日程4 発議第1号「吉野町議会予算決算特別委員会の設置について」を上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事務局朗読 ）</p> <p>ただいま、発議いたしました「予算決算特別委員会の設置」につきましては、吉野町の予算並びに決算に関する事項につきまして、調査及び審査するため設置するものでございます。</p> <p>おはかりします。</p> <p>委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する「予算決算特別委員会」</p>

を設置することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

予算並びに決算に関する事項について、全議員で構成し設置期限については、調査及び審査が終了するまでとする予算決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程 5 「吉野町議会常任委員会委員の選任について」

日程 6 「吉野町議会議会運営委員会委員の選任について」

日程 7 「吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について」

日程 8 「吉野町議会庁舎整備等に関する調査特別委員会委員の選任について」

日程 9 推第 1 号「吉野町人権施策協議会委員の推薦について」

日程 10 推第 2 号「吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について」

日程 11 推第 3 号「吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について」

日程 12 推第 4 号「吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について」

日程 13 推第 5 号「三町村広域行政推進協議会委員の推薦について」を議題として一括上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事務局朗読 )

各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会、庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が議会にはかって指名することとなっております。また、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、各委員会の委員長及び副委員長は、委員会において互選することとなっておりますが、この場で互選することとし、加えて各種委員の推薦についても、この場で推薦したいと思いますがこれに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

	<p>異議なしと認めます。</p> <p>互選及び推薦の方法について意見を伺います。</p> <p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>議長の指名推薦でお願いしたいと思いますが、ただいま、事務局から朗読のありました、推第2号、3号、4号、それぞれ議会から2名となっておりますけれども3名の間違いではございませんか。</p>
坂本 事務局長	<p>各委員会とも任期の途中でございまして、引き続き委員を務めていただくかたもおられますので、辞職されたかたのみの人数となっております。</p>
野木議長	<p>議長による指名推選の声がありますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「異議なし」 の声あり )</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、各委員会の委員長及び副委員長、各種委員の推薦は議長より選任及び推薦いたします。</p> <p>この際、皆様をお願いいたします。</p> <p>選考の結果、いずれの委員会の正副委員長に選ばれても、またいずれの委員に推薦されても異議なく承諾くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>また、委員会条例の規定により、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員の定数は議員全員となっておりますので、併せてご承諾くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議長からの選任及び推薦の結果を事務局から発表させます。</p>
坂本 事務局長	<p>報告させていただきます。</p> <p>総務文教厚生委員会委員長に西澤巧平議員、副委員長に上滝義平議員。</p> <p>産業建設委員会委員長に下中一平議員、副委員長に山本義史議員。</p> <p>議会運営委員会委員長に中西利彦議員、副委員長に辻内正誠議員。</p>

予算決算特別委員会委員長に藤本昌義議員、副委員長に辻内正誠議員。  
庁舎整備等に関する調査特別委員会委員長に辻内正誠議員、副委員長に藤本昌義議員。  
吉野町人権施策協議会委員に上麻里議員。  
吉野町営住宅入居者選考委員会委員に上麻里議員、辻内正誠議員。  
吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員に上麻里議員、辻内正誠議員。  
吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員に上麻里議員、辻内正誠議員。  
三町村広域行政推進協議会委員に野木康司議員、中西利彦議員、西澤巧平議員。  
以上でございます。

野木議長

ただいまの報告のとおりにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

したがって、ただいまのとおり決定いたしました。

自席にて休憩願います。

( 午前 10 時 27 分 休憩 )

( 午前 10 時 29 分 再開 )

野木議長

再開いたします。

皆様のご協力によりまして、役員選出人等、予定しておりました日程が全て終了いたしました。

議会運営委員会副委員長と相談の結果

本日 本会議終了後 午前 10 時 40 分から 議会運営委員会

6 日 午前 10 時から 本会議第 3 日目

を開会いたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。  
本日はこれもちまして散会いたします。ご協力ありがとうございました。

( 午前 10時 30分 散会 )

令和6年第1回吉野町議会定例会会議録（第3日目）

1. 招集年月日 令和6年3月6日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月6日 午前10時05分開会
4. 応招議員
 

1番	上 麻 里	2番	藤 本 昌 義
3番	辻 内 正 誠	4番	下 中 一 平
5番	山 本 義 史	6番	上 滝 義 平
7番	野 木 康 司	9番	西 澤 巧 平
5. 不応招議員 8番 中 西 利 彦
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 不応招議員に同じ
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
 

町 長	中 井 章 太	副 町 長	和 田 圭 史
教 育 長	土 居 正 明	参 事	黒 田 祐 介
総 務 課 長	辻 中 哲 也	公民連携室長	小 西 修 司
協働のまち推進課長	森 脇 登 志 男	町民税務課長	戸 毛 祥 博
長寿福祉課長	吉 村 直 樹	暮らし環境整備課長	山 本 剛
産業観光課長	中 尾 勇	教 育 次 長	上 林 勝 則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
 

局 長	坂 本 や よ い		
主 任	峠 香 織	主 任 査	中 出 敬 子
10. 議事日程
 

追加	発議第2号	議長の辞職勧告決議について
	日程1	
追加	発議第2号	副議長の辞職勧告決議について
	日程2	
日程1	議第3号	吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
日程2	議第4号	吉野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する

ことについて

日程3 議第5号 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

日程4 議第6号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

日程5 議第7号 吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程6 議第8号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて

日程7 議第9号 吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて

日程8 議第10号 吉野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて

日程9 議第11号 吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

日程10 議第12号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

日程11 議第13号 令和5年度吉野町一般会計補正予算(案)第14号について

日程12 議第14号 令和6年度吉野町一般会計予算(案)について

日程13 議第15号 令和6年度吉野町国民健康保険特別会計予算(案)について

日程14 議第16号 令和6年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算(案)について

日程15 議第17号 令和6年度吉野町介護保険特別会計予算(案)について

日程16 議第18号 令和6年度吉野町下水道事業特別会計予算(案)について

日程17 議第19号 令和6年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算(案)について

日程18 議第20号 令和6年度吉野町水道事業特別会計予算(案)について

日程19 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただいまの出席議員総数は8名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>中井町長。</p>
中井町長	<p>本会議第3日目、開会にあたりひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日上程させていただきます議案は、条例改正が9件、規約変更が1件、予算案が8件でございます。</p> <p>この機会を通しましてお手元に配付の行政報告、2月の臨時議会以降の主な行政報告をさせていただきます。</p> <p>2月21日、吉野製箸工業協同組合研修、長野県の根羽村へ同行をさせていただきました。吉野の製箸工業、箸に関しましては、後継者不足や割り箸の材料不足という問題があります。行政としましても日本一の生産を誇るということで、現状の課題も含めまして同行をさせていただきました。この根羽村というところは、約900人の村でございます。村民全てが山林を所有しているという地域でもございます。そしてまた、森林組合長は村長が兼ねているということでまさしく行政が森林組合を経営している、山と生きる村でございます。今後に関しましても、製品の現状を見ながら吉野の製箸技術を生かして大阪万博など連携ができるということも今回の視察から見えてきたかなというふうに思いますので、できる限り産業の育成にも努めてまいりたいと思っております。</p> <p>2月22日、二期目の就任式をさせていただきました。</p> <p>2月23日、浄見原神社国栖奏でございます。こちらに関しましては、4年ぶりの一般公開という形で参拝をさせていただきました。大嘗祭のときにも舞う国栖奏。人口減少の中で1,000年以上の歴史を持つこの国栖奏をどうやって継承していくか。改めて神聖なる気分で参拝をさせていただきました。</p> <p>2月25日、能登半島地震災害派遣出発式という形で、役場職員2名、穴水町のほうに派遣をしていただきました。2月25日から3月4日までという形</p>

で本日から役場勤務をしております。南海トラフ地震も迫っている中、町民の皆さん方の安全につながるように、能登半島地震の現場で罹災証明の発行という経験を積んでいただいております。また報告会という形で我々も職員も共有していきたいなというふうに思っております。

2月29日、葛スイーツお披露目会 in 吉野山という形で、昨年からビジュアルビューローの中でこの取組をしております。今回11事業者が17のスイーツという形で、地域一体で取り組んでいただいております。桜の時期を迎える前に、3月23日から3月31日スイーツウィーク「めぐる吉野」という桜とは別の形で、通年型で楽しめる取組をしていただいております。議員各位そしてまた町民の皆さん方も、是非この機会に行っていただき新たな吉野の魅力を感じていただけたらなというふうにと思っております。

主な行政報告は以上でございます。

改めまして本日よりの議会運営にあたりまして、二期目の私の施政方針について、お手元の資料をご覧くださいながら述べさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 【はじめに】

本日、ここに令和6年度の一般会計予算をはじめとする各議案のご審議をお願いするにあたり、町政運営に向けての所信の一端と重点施策の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず冒頭に、私は、先般の吉野町長選挙におきまして、町民の皆様からのご信任を賜り、吉野町長として2期目の重責を担わせていただくことになりました。

引き続き、吉野町の持続的発展に向けた舵取り役を任せていただいた深い信頼と大きな期待に、責任の重大さを痛感するとともに、それに応えるべく誠心誠意、吉野町のために出来る限りの努力をしまいる覚悟でございます。

所信の表明に先立ちまして、本年1月1日に最大震度7を記録する「令和6年能登半島地震」が発生し、北陸地方を中心に大きな被害をもたらしました。この度の地震により、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますと

ともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地域の一日も早い復旧、復興を重ねてお祈り申し上げます。

**【1期目の4年間を振り返って】**

令和2年2月に吉野町長に就任させていただいてから4年間、町民の皆様、町議会の皆様と共に、『「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる吉野町』を目指し、様々な事業を実施してまいりました。

就任直後から、我々が経験したことのないコロナ禍での町政運営となりましたが、新型コロナウイルスの接種率向上に向けた体制の確立や、抗原検査キットを活用したクラスター抑制等の早期発見・重症化予防対策など、町民や事業者の皆様へのさまざまな支援を行ってまいりました。

公共交通システムに関しては、利便性の高いシステムを確立するために、デマンドバスの運行を開始いたしました。町内に251箇所の乗降場所を設定し、可能な限り利用者のニーズに対応できるよう環境整備を行いました。

教育関係では、令和4年4月に『ふるさと吉野への郷土愛、愛着心あふれるひとづくり』という基本理念をもとに小中一貫教育校「吉野さくら学園」を開校しました。また小中学校の児童、生徒へ一人一台の端末とより高速でインターネットが利用できる環境を一体的に整備しました。

産業関係では、官民連携によりサテライトオフィスやコワーキングスペースの機能を有した「YOSHINO GATEWAY」が開設され、「地域の人」だけでなく「吉野町に訪れた人」が集える場所が整備され、移住や起業する動きも後押しすることができました。

また、町民の幸せにつながるデジタル化を推進し、持続可能な地域社会を築くため、「吉野町デジタル変革条例」を制定しました。

ごみ処理問題については、やまと広域環境衛生事務組合に可燃ごみの処理を委託することが決定しました。また、可燃ごみ以外についても吉野町クリーンセンターとして、運営を町が引き受けることで町民の皆様の安心につなげることができました。

これらの事業は、令和6年度におきましても更に進化させ新たな挑戦へとつなげてまいりたいと考えています。

### 【国の状況】

政府が国会に提出した令和6年度一般会計予算（案）では、「幼児教育・保育の質の向上」や「観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組の支援」、「国立公園における体験型アクティビティの造成や文化的建造物の利活用による集客・宿泊の高付加価値化などを推進」など当町の抱える課題に直結する取組に関係する施策を展開するとされています。

町政運営を行う上では、国の動向を注視し、中長期的な観点から健全な財政運営を戦略的に進めていくことが求められています。

### 【本町の財政状況】

本町の財政状況は、人口減少や少子高齢化の更なる進展により、厳しい状況が続いています。歳入では、自主財源の根幹をなす町税については、引き続き厳しい状況が続くことが見込まれるとともに、一般会計の歳入の約4割を占める地方交付税も約25億円規模で推移し、財源不足を財政調整基金等の繰入金で補っている状況です。

このような財政状況の中でも、様々な課題を解決していくために、私は、二期目にあたって「3つの重点プロジェクトと7つの目標」を推進してまいりたいと考えています。

### 【3つの最重要プロジェクト】

#### ① 災害に強い「まち・ひとづくり」の推進

一つ目は『災害に強い「まち・ひとづくり」の推進』です。近年、日本ではさまざまな災害が多発しています。今後起こりうる災害に備えて、住民の皆様の防災意識や防災に関する知識を高めいただくために、コミュニティ防災の取組みを通して、多様な連携による災害対応力の向上を目指してまいります。

#### ② 賑わい、民間活力導入による旧吉野小学校跡地利活用の推進

二つ目は『賑わい、民間活力導入による旧吉野小学校跡地利活用の推進』です。旧吉野小学校跡地の利活用については、令和4年3月に利活用方針を策定し、様々な検討を行ってきました。一日でも早く、民間活力導入による学校跡地の利活用を推進するため、町の拠点、賑わいの創出につなが

るような提案を求め公募を実施し、吉野町の未来のために、ともに盛り上げてもらえるような事業者に事業を実施していただきたいと考えています。

### ③ 町民の命を守り、次世代につながる新庁舎整備事業の推進

三つめは『町民の命を守り、次世代につながる新庁舎整備事業の推進』です。現在、『吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会』で様々な議論がなされており、令和6年度早々に答申される予定です。老朽化した役場本庁舎では災害時の業務継続に支障が生じ、町民の命を守る使命が果たせなくなる可能性があることから、答申後、早急に吉野町の未来につながる選択をし、新庁舎整備の推進につとめてまいります。

#### 【7つの目標】

##### 〈目標1〉「人を守る」いざという時のために

目標の一つ目は「人を守る」です。地域の防災力を高めるために、防災リーダーを育成し、防災教育を推進するとともに、地域住民が主体となる、参加型、体験型の防災活動を実施するために補助金を交付します。また、消防車両の更新等、非常備消防の強化を図ります。

##### 〈目標2〉「生活を守る」住み続けたい吉野町を目指す

目標の二つ目は「生活を守る」です。住民の皆様の利便性を向上するため、マイナンバーカードを使ってコンビニ等で交付可能な証明書を拡大するとともに、奈良県が開発するウェブアプリを利用して、施設予約や様々な申請をオンラインで実施できる仕組みを構築します。

また、安全・安心な水道水を将来にわたって持続的に供給するために、県域水道の一体化を推進していきます。

空き家については、新しい空き家バンクの運営体制を構築するとともに、特定空家の解消についても進めてまいります。

更に、国や全国の首長等と連携し、町民ニーズを踏まえつつ、労働力不足の時代にあっても持続可能な地域公共交通が確保できるよう、交通事業者等と連携したデマンドバスの更なる進化、自治体ライドシェアなどの手段を検討するための調査・実証を行います。

《目標3》「高齢者を守る」認知症予防で健康寿命日本一を目指す

目標の三つめは「高齢者を守る」です。認知症予防を推進するとともに、認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。多世代交流・介護予防拠点として老人福祉センター中荘温泉を活用した高齢者支援を実施します。

また、高齢者の外出のきっかけづくりや閉じこもり予防をおこなう為に、引き続きタクシーを利用した際の運賃の一部を補助します。

新型コロナワクチン接種についても接種費用の一部を補助し、接種しやすい環境を整えます。

《目標4》「観光と産業を守る」世界に選ばれる吉野ブランド

目標の四つ目は「観光と産業を守る」です。来年度は世界遺産登録20周年となります。「紀伊山地の霊場と参詣道」の中核資産として、世界遺産に登録されている吉野山を中心に、地域の価値や魅力を国内外にアピールしていくため様々な事業を実施してまいります。

また、宮滝遺跡及び周辺環境の整備についても、企業版ふるさと納税等を活用し、引き続き実施してまいります。

津風呂湖周辺地域については、資源連携と人材創出の観点から地域おこし協力隊を採用し、地域の活性化と担い手育成を図ります。

深刻化する人手不足に対しては、地元事業者の労働者不足を解消するため、ハローワークと連携し県外での合同面接会を実施することで、移住施策との相乗効果を創出します。

吉野山のロープウェイに関しては、近鉄吉野駅とのアクセスの利便性を鑑み、その保存や代替手段等について、地元や関係企業等との連携を図りながら検討できるよう進めてまいります。

《目標5》「子どもを守る」未来の吉野町のために

五つ目の目標は「子どもを守る」です。現在のわかば、よしの両こども園を閉園し、令和6年度に、新たに「よしのこども園」を開園し、1園といたします。教育・保育環境改善のため、よしのこども園の大規模改修を行い、園児たちがのびのびと過ごせる環境を整えます。

また、通園バス、スクールバスを計画的に更新し、園児、児童、生徒が安全に通学できる環境を整えます。

#### 《目標6》「吉野の環境を守る」自然との共生・共創

六つ目の目標は「吉野の環境を守る」です。吉野は森林や河川など、きれいな自然がいっぱいあります。この自然を守っていくため、森林環境学習講師を養成し、森林の果たす役割と価値、可能性を様々な人に伝えていきます。

鳥獣被害防止対策については、家内消費等の農業生産者向けに、新しく防護柵設置補助を設け、安心して耕作いただける環境を整えます。

#### 《目標7》「町政改革の断行」足腰がより強い吉野町役場へ

七つ目の目標は「町政改革の断行」です。組織体制を見直し、職員が働きやすい環境を整えることで、横のつながりのある組織を構築し、5年先、10年先を見越した町政運営を職員とともに行っていきます。また、様々な事業を実施するにあたって、国や県の補助金だけでなく、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を積極的にアピールし財源の確保をはかります。

#### 【当初予算案の規模】

令和6年度 当初予算案の規模は、

一般会計 60億9,900万円、対前年度比 5億1,800万円、9.3%の増加となりました。

特別会計は26億9,200万円、対前年度比 1億110万円の減少となりました。

また、吉野町水道事業特別会計は7億4,572万円、対前年度比4,023万円の増加となっております。

提出いたしました各会計予算案の概要並びに詳細につきましては、各担当課長等から説明することといたします。

#### 【むすびに】

コロナ禍で培った一期4年の町政運営の経験と反省を踏まえ、美しいふるさと吉野を次世代に継承するために、リーダーとして必要な4つの力「強く思う力」「共感する力」「統率する力」「正しく決断する力」をもって、何事にも果敢に挑戦してまいります。

議員各位におかれましては、尚一層のご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、提案いたしました令和6年度当初予算案をはじめとする諸案件につきまして、ご審議の上ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。これから4年間の町政に臨む私の施政方針といたします。

改めまして、町長選挙後初めての定例会でございます。令和6年度の予算に関しまして世界遺産20周年という歴史的な1年になろうかなというふうに思います。改めて吉野の力を全員で見せていく、そういう年でもあろうかと思えます。議会の皆様方におかれましても慎重審議賜りますことをお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

野木議長 ありがとうございます。

上滝議員 動議。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 突然ですけれども、緊急で議長及び副議長の退任に関する不信任（案）の決議を提出させていただきます。

野木議長 ただいま上滝議員より申し出の件について内容を確認いたします。  
暫時休憩します。自席にて待機願います。  
上滝議員、議運副委員長、事務局にて確認いたします。

（ 午前10時24分 休憩 ）

（ 午前10時31分 再開 ）

野木議長 再会いたします。

ただいま上滝義平議員ほか5名より、「野木康司議員及び藤本昌義議員の正副議長辞職勧告決議について」の発議が提出されました。

この議案は、吉野町議会会議規則第14条、議案の提出要件を満たしておりますので成立をいたしました。ただいまより議案の配付をいたします。

( 事務局議案配布 )

おはかりします。

ただいま、上滝義平議員から提出されました発議第2号について、これを日程に追加し、追加日程1「議長の辞職勧告決議について」、追加日程2「副議長の辞職勧告決議について」を議題にいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異議なし 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、発議第2号を追加日程1、追加日程2とすることに決しました。

追加日程1は、議長に対する辞職勧告決議となり、私の一身上の案件となりますので、議長の職は副議長と交代をします。

暫時休憩します。自席にて待機ください。

( 午前10時33分 休憩 )

( 午前10時34分 再開 )

藤本副議長

再開します。

地方自治法第106条第1項により議長の職務を行います。

地方自治法第117条の規定により野木議員退席をお願いいたします。

追加日程1 発議第2号「議長の辞職勧告決議について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事務局朗読 )

提出議員の説明を求めます。上滝議員。

上滝議員

6番、上滝でございます。

辞職勧告に関する決議書を読ませていただきます。

長年、吉野町議会議長の選任にあたっては、また副議長についても1年間で

	<p>交代することとなり、改めて選挙もしくは推薦にて選任することとなっております。</p> <p>今回、野木議長及び藤本副議長が辞表を提出されていません。</p> <p>引き続き議長及び副議長をしたいとのことであれば、辞職をし選挙すべきであると確信します。以上。</p>
藤本副議長	<p>賛成議員の意見を求めます。辻内議員。</p>
辻内議員	<p>賛成意見を述べさせていただきます。</p> <p>我々議員は全員、選挙という民主主義、つまり憲法で言うところの主権在民の仕組みの中で選ばれた議員であります。</p> <p>吉野町の議会の過去を見ても、慣例とはいえ最低ここ10年以上は議長は1年で自ら辞職され、指名推薦や選挙により選ばれてまいりました。</p> <p>結果として、同じ方が2年以上続けられたときもありますが、その前には一旦辞職し、再度、各議員の意思を聞く機会があったわけです。いわば議会における民主主義が成り立っておりました。</p> <p>議長、副議長の辞職は、自らの判断であり、地方自治法第103条にも明記されていることから違法とは申しません。しかしながら、今回の議長、副議長が辞職されないという判断は、吉野町議会の民主主義を壊しかねない行為であり、今後、将来長きにわたり議会を混乱させる可能性のある行為だと考えます。</p> <p>よって、不信任決議案に賛成いたします。</p>
藤本副議長	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">( 「 質 疑 な し 」 の声あり )</p> <p>それではおはかりいたします。</p> <p>本案を可決することに賛成諸君は起立願います。</p> <p style="text-align: center;">( 起 立 採 決 )</p> <p>起立多数です。</p> <p>したがって、本案は可決することに決しました。</p>

	<p>どうぞお座りください。</p> <p>野木議員に議場にお入りいただきます。</p> <p>これで議長の職務を交代します。</p> <p>暫時休憩します。自席で待機してください。</p> <p style="text-align: center;">( 午前 10 時 40 分 休憩 )</p> <p style="text-align: center;">( 午前 10 時 42 分 再開 )</p>
野 木 議 長	<p>再開します。</p> <p>地方自治法第 103 条第 2 項により、議長の任期は議員の任期によるとなっております。ただいま可決されました本発議「辞職勧告について」は、法的に拘束力はありません。したがいまして引き続き議長の職を務めさせていただきます。</p> <p>地方自治法第 117 条の規定により、藤本議員退席をお願いします。</p> <p>追加日程 2 発議第 2 号「副議長の辞職勧告決議について」を議題として上程し、提出議員の説明を求めます。</p> <p>上滝議員。</p>
上 滝 議 員	<p>先ほど、議長にも申し上げましたが、長年、吉野町議会議長の選任及び副議長については 1 年間で交代することになり、改めて選挙もしくは推薦にて選任することとなっております。</p> <p>今回、野木議長及び藤本副議長が辞表を提出されていません。</p> <p>引き続き議長及び副議長をしたいとのことであれば辞職をし、選挙すべきである。これが民主主義の根幹であると思います。以上。</p>
野 木 議 長	<p>賛成議員の意見を求めます。辻内議員。</p>
辻 内 議 員	<p>先ほども申し上げましたが、議長、副議長が今回辞職されないという判断は、吉野町議会の民主主義を壊しかねない行為であり、今後、将来長きにわたり、</p>

	<p>議会を混乱させる可能性のある行為だと考え、不信任決議案に賛成いたします。</p>
野木議長	<p>おはかりします。</p> <p>本案を可決することに賛成の諸君は起立を願います。</p> <p style="text-align: center;">( 起 立 採 決 )</p> <p>起立多数です。したがって本案は可決することに決しました。</p> <p>藤本議員に議場にお入りいただきます。</p>
藤本副議長	<p>議長。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>
藤本副議長	<p>地方自治法第103条第2号によりますと、副議長の任期は、議員の任期によるというふうになっております。また本可決されました辞職勧告につきましては法的な拘束力はありません。したがって副議長の職を引き続き努めてまいりたいと思っております。以上。</p>
野木議長	<p>これにて追加日程を終了します。</p> <p>日程1 議第3号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 事 務 局 朗 読 )</p> <p>説明を求めます。</p> <p>上林教育次長。</p>
上林教育次長	<p>それでは、提出議案等説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>議第3号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」でございます。</p>

改正の主旨でございます。こども園に新たな管理職として副園長を設置するため、本条例の改正を行います。

目的でございます。こども園の運営にあたり、管理並びに保育・教育指導体制の充実を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条に規定する副園長を置くために、条例の一部を改正するものでございます。

根拠法令については記載のとおりでございます。改正する条例の概要でございます。別表第4中、4級に副園長職を新規追加し、園長職を4級から5級に変更するものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程2 議第4号「吉野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻中  
総務課長

それでは、議第4号「吉野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて」議案説明資料2ページをご参照いただきたいと思います。

今回の改正の主旨でございますが、特殊勤務手当の種類追加及び業務内容の明確化、あと条番号の整備を行うものでございます。

目的につきましては、行旅病人等の対応業務内容を明確化し、また有害鳥獣駆除を特殊勤務と位置づけ、手当等を規定するための条例改正でございます。

改正概要につきましては第7条で、行旅病人、同死亡人等の収容作業に従事する職員の特殊勤務手当につきまして、作業内容、収容作業等および金額を定めるもの、そして第14条で有害鳥獣駆除作業等に従事する職員の特殊勤務手当として、新たに手当として支給するために今回の条例改正を行うものでございます。施行期日については令和6年4月1日です。

ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

野木議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程3 議第5号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

辻中総務課長。

<p>辻 中 総務課長</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは引き続きまして、議案説明資料の3ページのほうをご覧いただきたいと思います。</p> <p>議第5号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」ということで、今回、地方自治法が改正されましたので、令和6年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となったため、支給対象者、支給額等の必要事項を定めるものでございます。</p> <p>改正する条例については、今申し上げたとおりですが、改正概要につきましては、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を定めるものでございます。</p> <p>施行期日につきましては、令和6年4月1日からということで、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思ひますが、異議ございせんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程4 議第6号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>戸毛町民税務課長。</p>

<p>戸毛町民 税務課長</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは、議第6号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」ご説明を申し上げます。</p> <p>議案説明資料の4ページをご参照いただきたいと思います。</p> <p>改正主旨といたしまして、今回平成30年度の国民健康保険の県単位化を踏まえまして、県では国保運営方針に基づき、令和6年度から県内国民健康保険税率の統一に向けた調整が行われてまいりました。</p> <p>令和6年1月に県統一の保険税率が示されたことに伴いまして、吉野町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>目的といたしましては、保険税率が統一されることに伴いまして本条例の税率、税額及び軽減措置等の条例の改正が必要となるものでございます。</p> <p>続きまして2番目の改正する条例の概要についてご説明を申し上げます。</p> <p>改正概要といたしまして、国民健康保険税率の県統一に伴う吉野町国民健康保険税の税率改正といたしまして、第3条から第9条の2にかけまして、医療区分、所得割から平等割。支援分、所得割から平等割。介護分、所得割から均等割をそれぞれ記載のとおり改正するものでございます。</p> <p>また均等割等の税額が変わりますことに伴いまして、それぞれの軽減額が変更となりますのであわせて所要の改正を行います。</p> <p>施行期日につきましては、令和6年4月1日とさせていただきます。</p> <p>以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">( 「 質 疑 な し 」 の声あり )</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「 異 議 な し 」 の声あり )</p>

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程5 議第7号「吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

上林教育次長。

上 林  
教 育 次 長

それでは、議案説明資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

議第7号でございます。

改正の主旨でございますが、子ども子育て支援法の根拠法令の改正に伴う条例の条、項、号の変更及び字句の改正でございます。

目的及び根拠法令については記載のとおりでございます。

改正概要でございます。子ども子育て支援法、子ども子育て支援法施行規則の改正に伴う改正が、第2条、4条、6条、7条、8条、13条、19条、20条、35条、36条、37条、39条、51条、52条となっております。

特定教育・保育施設及び特定型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設の運営に関する基準の改正に伴う改正については、第14条、15条、26条でございます。

施行期日は公布の日からとなっております。ご審議賜りますようお願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 6 議第 8 号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

吉村長寿福祉課長。

吉 村 長 寿  
福 祉 課 長

失礼いたします。

議案説明資料 6 ページをお願いいたします。

議第 8 号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」改正の主旨でございます。第 9 期介護保険料の改定でございます。

目的につきましては、第 9 期の介護保険料について改定するものと、介護保険料の段階を 13 段階化するものでございます。

根拠法令といたしまして、介護保険法並びに施行令及び施行令の一部を改正する政令でございます。

改正する条例の概要でございますが、改正概要といたしまして記載のとおり、第 9 期の介護保険料につきまして、基準年額、これは 5 段階に当たります。5 段階の保険料年額を 7 万 2,000 円とし、国の基準に基づき各段階の介護保険料の規定をするものでございます。

また介護保険法施行令が改正されたことに伴いまして、現在 9 段階から 13 段階への多段階化を図ることになります。

施行期日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 7 議第 9 号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>吉村長寿福祉課長。</p>
<p>吉村長寿 福祉課長</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>議案説明資料 7 ページをお願いします。</p> <p>議第 9 号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」でございます。</p> <p>改正の主旨につきましては、指定基準を定めた国の政令が改正されたことに伴いまして、吉野町の指定基準を改正することになります。</p> <p>根拠法令といたしましては、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令でございます。</p> <p>改正する条例の概要でございますが、改正する条例は 4 条例を一括改正するものでございます。</p>

1条から4条で規定している事業者の市町村が条例を定め、事業者の指定並びに許可を行っているものでございます。

まず第1条でございますが、吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例でございます。こちらにつきましては、介護度1以上のグループホーム等の事業所がこれに当たります。

第2条につきましては、こちらは地域密着型の介護予防サービスの事業でございます。先ほどは介護度1以上、こちらにつきましては要支援1から2のグループホーム等の事業所になります。

続きまして、第3条につきましては介護予防支援等の事業でございます。こちらにつきましては要支援1から2のケアプランを作成する事業所、こちら包括支援センターが該当するものでございます。

第4条につきましては、居宅介護支援等の事業になりまして、要介護1から5のケアプランを作成するケアマネ事業所になりまして、町内では6事業所がございます。こちらの4条を一括改正するものでございまして、改正概要につきましては記載のとおりです。今回の改正につきましては、入居者等のコロナ対応での医療と介護の連携がうまく出来なかったことが全国的で言われてまして、その点の改正と、虐待問題が起こっていること、また介護人材が不足していることに対する対策が、今回の国の法律で改正されたことによって、今回の1条から4条を改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日としています。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 8 議第 10 号「吉野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

山本暮らし環境整備課長。

山 本  
暮らし環境  
整備課長

失礼いたします。

提出議案等説明資料 8 ページをもとに説明をさせていただきます。

まず、改正の主旨でございます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律令和 5 年法律によりまして、令和 6 年 4 月 1 日から水道法が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴う所要の変更を行うものでございます。

この変更の目的は、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有する国土交通省に、これまで厚生労働省が所管していた水道整備管理行政を移管することによって、道路、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めその機能強化を図ることを目的としております。

改正する条例の概要でございますが、水道技術管理者の資格、第 4 条第 1 項第 6 号中の厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 9 議第 11 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中  
総 務 課 長

それでは議案説明資料の 9 ページをご覧くださいと思います。

議第 11 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」ご説明させていただきます。

今回一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されまして、俸給月額が改正されたことから損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額についてこの条例の一部を改正するものでございます。

改正概要の欄にありますとおり、吉野町消防団員等に係る補償基礎額の金額を次のとおり改定するというので、改めてご説明のほうさせていただけたらと思います。

施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日からということでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 10 議第 12 号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。

山本暮らし環境整備課長。

山 本  
暮らし環境  
整備課長

提出議案等説明資料 10 ページをもとに、議第 12 号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」ご説明いたします。

変更の主旨といたしまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、令和 6 年 4 月 1 日から水道法が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、所要の変更するにあたり、水質検査センター組合の構成市町村の議会の議決を求めるものでございます。

根拠法令につきましては、地方自治法第 286 条第 2 項組織、事務及び規約の変更にあたり、地方自治法第 290 条、議会の議決を要する協議を行うものでございます。

変更の概要といたしまして、第 15 条第 1 項中の給水人口割の厚生労働省統計を国土交通省統計に、また令和 5 年度以前に発行された厚生労働省統計は国土交通省統計とみなすを加え、同項中の厚生労働省統計値を国土交通省統計値に改め、令和 5 年度以前の厚生労働省統計値は国土交通省統計値とみなすという字句を加えるものでございます。

これらは、組合への市町村の経費の負担を定める際の給水人口と年間有収水

量、それから重要な統計値を示す字句であることから所要の変更を行うものでございます。施行期日については、令和6年4月1日でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 11 議第 13 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 14 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

黒田参事。

黒田参事

議第 13 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 14 号について」ご説明させていただきます。

提出議案等説明資料の 11 ページをご覧ください。

まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,867 万 7,000 円を追加し、補正後の歳入歳出の予算額を 65 億 5,686 万 1,000 円とするものでございます。

繰越明許費につきましては、2 款「総務費」1 項「総務管理費」の「公有財産管理事業」から 10 款「災害復旧費」1 項「公共土木施設災害復旧費」の「現年単独災害復旧事業」までの 13 事業、1 億 5,434 万 4,000 円でございます。

続きまして、歳入の補正でございますが、11 款「地方交付税」3,948 万 7,000 円に関しては、普通交付税の再算定に伴う増額によるものでございます。

18 款「寄附金」700 万円につきましては、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附 4 社分でございます。

続きまして歳出でございます。2 款「総務費」内で、「職員給与費」1,522 万円につきましては、令和 6 年 3 月末退職者の退職手当組合への特別負担金でございます。「財政調整基金積立金」3,098 万 4,000 円につきましては、普通交付税の増額に伴う基金への積み立てでございます。「その他特定目的基金積立金」417 万 4,000 円につきましては、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の一部を基金に積み立てるものでございます。「戸籍住民基本台帳事業」99 万円に関しましては、戸籍システム内の氏名に対する振り仮名記載対応に伴うシステム改修に係る費用でございます。3 款「民生費」88 万 1,000 円でございますが、燃料高騰に伴う福祉事業所や障害福祉サービス事業所等への補助でございます。4 款「衛生費」428 万 2,000 円の減額でございますが、櫃原市への可燃物処理費の清算に伴う吉野広域行政組合への負担金の減額でございます。最後に、7 款「土木費」71 万円でございますが、弁護士委託料の増額に伴うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします

野 木 議 長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 12 議第 14 号「令和 6 年度吉野町一般会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

<p>黒田参事</p>	<p>黒田参事。</p> <p>提出議案等説明資料の14ページをご覧ください。</p> <p>議第14号「令和6年度吉野町一般会計予算（案）について」ご説明いたします。</p> <p>予算の概要でございますが、第1条、歳入歳出予算といたしまして、令和6年度予算については、60億9,900万円の計上でございます。前年度に比べまして5億1,800万円の増加でございます。第2条、債務負担行為といたしましては、事項「第5次総合計画後期計画策定」期間「令和7年度まで」限度額「851万1,000円」と定めます。また「パソコン端末更新」といたしまして、「令和7年度から令和11年度まで」限度額「1,411万3,000円」。「大阪・関西万博負担金」期間「令和7年度まで」限度額「80万円」の債務負担行為を求めるものでございます。第3条といたしまして地方債でございます。起債の目的1番の「公共交通活性化対策」から31番の「臨時財政対策債」まで合計4億9,680万円の地方債限度額を定めるものでございます。続きまして、第4条、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。第5条は歳出予算の流用に関する規定を設けたものでございます。</p> <p>続きまして歳入でございます。16ページをご覧ください。</p> <p>1款「町税」から22款「町債」までの合計60億9,900万円でございます。主なものといたしましては、1款「町税」7億1,090万円、前年度比638万8,000円の減。15款「国庫支出金」5億6,425万8,000円、前年度比2億3,610万2,000円の増。19款「繰入金」3億7,999万3,000円、前年度比1億5,758万8,000円の増などでございます。</p> <p>続きまして、17ページをご覧ください。歳出でございます。</p> <p>1款の「議会費」から12款の「予備費」まで総額、歳出合計は60億9,900万円で、主なものといたしましては2款「総務費」10億7,807万8,000円、前年度比1億7,058万3,000円の増。3款「民生費」15億3,078万9,000円、前年度比2億5,438万2,000円の増。4款「衛生費」10億9,142万4,000円、前年度比1億3,570万9,000円の増でございます。</p>
-------------	---

	<p>また、4番につきましては「地方債」の各増減の見込みを記載しております。以上、令和6年度一般会計予算（案）の主な内容についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします</p>
野木議長	<p>質疑を求めます。 辻内議員。</p>
辻内議員	<p>すみません。この後恐らく、予算決算特別委員会に付託されると思いますが、私のほうで事前に31項目にわたって質問をまとめておりますので、休み時間に黒田参事にお渡しして、各担当課長のほうに質問回答の準備をお願いいたします。以上でございます。</p>
野木議長	<p>ほかにございませんか。 上滝議員</p>
上滝議員	<p>6番、上滝です。 令和6年度の一般会計予算書の説明の歳入の中で、借入金が5億と聞きましたけれど、それはどういうことで5億なのか説明をお願いしたい。</p>
野木議長	<p>黒田参事。</p>
黒田参事	<p>今、ご質問いただきましたのは提出議案等説明資料15ページの「第4条、一時借入金5億円」のことでよろしいでしょうか。 こちらにつきましては、地方債を借入れている事業を行うと思うんですが、それまでに年度の中で一時的に資金のやりくりをするために借入れるものが一時借入金5億円ですので、予算の60億の中には入っていないものです。あくまで一時的に年度内にやりくりするものでございます。</p>
野木議長	<p>上滝議員。</p>

上 滝 議 員	<p>よくわかりました。</p> <p>ただ、これに関連してですけれども、令和6年度の累積の103億の利息を含めてどうなのかわかりませんが、借金の返済額については令和6年度はどれほどになっているのか教えていただきたいと思います。</p>
野 木 議 長	<p>黒田参事。</p>
黒 田 参 事	<p>令和6年度の償還予定額でございますけれども、3億9,742万1,000円の予定でございます。</p>
上 滝 議 員	<p>はい。わかりました。</p>
野 木 議 長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「 質 疑 な し 」 の声あり )</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「 異 議 な し 」 の声あり )</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程13 議第15号「令和6年度吉野町国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p> <p>戸毛町民税務課長。</p>
戸 毛 町 民 税 務 課 長	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは「令和6年度吉野町国民健康保険特別会計予算(案)」につきまし</p>

て、議案説明資料 18 ページに基づきご説明をさせていただきます。

今回の予算（案）につきましては、歳入歳出の予算の総額を 10 億 7,600 万円、対前年比 500 万円の減となっております。

2 番の歳入につきましては、1 款の「国民健康保険税」1 億 7,703 万 1,000 円から 7 款の「諸収入」3 万 6,000 円の合計を 10 億 7,600 万円、500 万円の減となっております。これにつきましては、先ほど言いましたように、税率の改正、それから納税義務者数の減少がありますので 500 万円の減となっております。

続きまして歳出、1 款の「総務費」1,682 万 2,000 円から 6 款の「予備費」100 万円まで、合計 10 億 7,600 万円となっております。これにつきましても減額 500 万円ということで、県の統一化に伴いまして、県への支出金等の積算が減額しておりますので 500 万の減となっております。

以上、国民健康保険予算案の説明といたします。ご審議の方よろしくお願ひ申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 14 議第 16 号「令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

<p>戸毛町民 税務課長</p>	<p>それでは、議案説明資料 19 ページをご覧ください、「令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」ご説明を申し上げます。</p> <p>予算の概要といたしまして、本年度は歳入歳出予算 1 億 8,500 万円、前年比 1,000 万円の増となっております。</p> <p>続きまして、歳入についてご説明をいたします。1 款の「後期高齢者医療保険料」1 億 2,527 万 5,000 円から、6 款の「諸収入」379 万 7,000 円、合計 1 億 8,500 万円としております。次年度につきましては、県の方から限度額の変更等、増額の積算が届いておりますので 1,000 万円の増となっております。</p> <p>続きまして歳出、1 款の「総務費」291 万 7,000 円から、4 款の「諸支出金」50 万円、合計 1 億 8,500 万円、1,000 万円の増となっております。これも県の積算から、次年度の医療費の増を見込んだ分としての計上となっております。</p> <p>以上、吉野町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、ご説明をいたしました。慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 15 議第 17 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p> <p>吉村長寿福祉課長。</p>
<p>吉村長寿</p>	<p>失礼いたします。</p>

<p>福祉課長</p>	<p>議案説明資料の 20 ページをお願いします。</p> <p>議第 17 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」でございます。</p> <p>予算の概要といたしまして歳入歳出第 1 条でございます。令和 6 年度保険事業勘定につきましては 11 億 9,370 万円、サービス事業勘定につきましては 250 万円、合計 11 億 9,620 万円でございます。</p> <p>まず、2 の歳入 保険事業勘定でございますが、1 款「保険料」につきましては 1 億 8,874 万 7,000 円から 8 款「諸収入」まで、合計いたしますと 11 億 9,370 万でございます。</p> <p>歳出 保険事業勘定につきましては、1 款「総務費」1,634 万円から 6 の「予備費」トータルいたしますと 11 億 9,370 万円でございます。</p> <p>次の 21 ページ。こちらにつきましてはサービス事業勘定でございます。</p> <p>歳入につきましては、「サービス収入」66 万 3,000 円から「繰越金」トータルいたしまして 250 万円。サービス事業勘定の歳出でございますが、「サービス事業費」としていたしまして 250 万円でございます。</p> <p>ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 16 議第 18 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p>

<p>山 本 暮らし環境 整備課長</p>	<p>山本暮らし環境整備課長。</p> <p>提出議案等説明資料、22 ページをもとにご説明いたします。</p> <p>議第 18 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）」につきまして、まず第 1 条、予算の概要といたしまして歳入歳出予算、令和 6 年度予算については 2 億 1,070 万円とし、前年に比べまして 1,990 万円の減少でございます。第 2 条地方債につきましては、「下水道事業債」「資本費平準化債」合わせまして 8,130 万円を限度額と定めるものでございます。第 3 条といたしまして一時借入金、こちらの最高額については 2,000 万円と定めるものでございます。</p> <p>続いて歳入につきまして、1 款「分担金及び負担金」から「町債」まで、合わせまして歳入合計 2 億 1,070 万円でございます。</p> <p>歳出につきましては、1 款「下水道事業費」から 2 款「公債費」合わせまして 2 億 1,070 万円でございます。</p> <p>地方債の令和 6 年度末における現在高の見込みについては記載のとおりでございます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>野 木 議 長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 17 議第 19 号「令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）」</p>

<p>山 本 暮らし環境 整備課長</p>	<p>について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 山本暮らし環境整備課長。</p> <p>失礼いたします。 提出議案等説明資料 23 ページをもとに説明をさせていただきます。 議第 19 号「令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」まず予算の概要、第 1 条歳入歳出予算につきましては令和 6 年度予算を 2,410 万円と定めるもので、前年に比較して 820 万円の減少でございます。第 2 条地方債につきましては、「下水道事業債」から「資本費平準化債」合わせまして 1,100 万円を限度額と定めるものでございます。3 条一時借入金については、最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。 歳入につきましては、1 款「分担金及び負担金」から 6 款「町債」まで合わせまして歳入合計 2,410 万円でございます。 歳出につきましては、1 款「農業集落排水事業費」2 款「公債費」合わせて、2,410 万円でございます。 令和 6 年度末現在高見込額については、記載のとおりでございます。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>野 木 議 長</p>	<p>質疑を求めます。 ( 「 質 疑 な し 」 の声あり ) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 ( 「 異 議 な し 」 の声あり ) 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。  日程 18 議第 20 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）につい</p>

<p>山 本 暮らし環境 整備課長</p>	<p>て」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 山本暮らし環境整備課長。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>提出議案等説明資料の 24 ページ、25 ページをもとにご説明いたします。</p> <p>議第 20 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」まず 予算案の概要といたしまして、第 2 条 業務の予定量 給水戸数については令 和 6 年度 3,690 戸、前年に比較して 60 戸の減でございます。2 番 年間総給 水量 65 万 2,500 立米、前年に比較して 2 万 2,620 立米の減少でございます。 3 番 1 日平均給水量 1,788 立米でございます。前年に比べ 62 立米の減少で ございます。4 番 主な建設改良等の事業費 8,806 万 6,000 円。前年に比較し て 3,645 万 4,000 円の増で、工事箇所については峰寺加圧ポンプ所更新工事で ございます。</p> <p>第 3 条 収益的収入及び支出について、第 1 款「水道事業収益」については、 5 億 8,535 万円。また収益的支出、第 1 款「水道事業費用」については、4 億 736 万円。</p> <p>第 4 条 資本的収入及び支出 第 1 款「資本的収入」については 1 億 9,091 万円。資本的支出の第 1 款「資本的支出」については 3 億 3,836 万円を定める もので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4,745 万円は、当 年度分損益勘定留保資金 1 億 3,466 万 3,000 円。当年度分消費税及び地方消費 税資本的収支調整額 1,278 万 7,000 円で補填するものでございます。</p> <p>続きまして第 5 条 企業債 起債の目的については、峰寺加圧スポンプ更新 工事ほか、限度額を 1 億 2,670 万円と定めるものでございます。</p> <p>第 6 条の一時借入金については、限度額を 1,500 万円と定めるものでござい ます。</p> <p>第 7 条の予定支出の経費の流用は、収益的支出における各項間の流用、資本 的支出における各項間の流用を定めております。</p> <p>第 8 条の議会の議決を要する流用につきましては、職員給与費 3,956 万円を 定めます。</p>
-------------------------------	--

第9条の他会計からの補助金につきましては、高料金対策に対する経費、また、統合水道に係る建設改良に要する経費及び繰越欠損金補填のため一般会計から補助を受ける金額、それらを合わせまして3億7,670万円を定めております。

棚卸資産の購入限度額は、338万8,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

少し早いですが、昼食休憩に入りたいと思います。

再開は12時40分からといたします。

( 午前11時38分 休憩 )

( 午後12時40分 再開 )

野木議長

再開いたします。

日程19 一般質問に入ります。

西澤巧平議員より出されております

(1) 近鉄南大阪線の無人駅舎の利活用と地域活性化について

の一般質問をお願いします。

西澤議員。

西澤議員

それでは一般質問を始めさせていただきます。

みなさんこんにちは。

3NでおなじみのKNの西澤でございます。

昨年12月の議会では町長の選挙の直前にもかかわらず、また私の性格に似合わない厳しい一般質問をしたことを大変申し訳なく思っております。

それでも中井町長は常ににこにこして、人の批判や小言は一切口にせず、正々堂々と政策を訴えて選挙を戦ったその勝利、まず改めまして町長再選おめでとうございます。コロナ禍の厳しい状況を乗り越え、やっと積極的な政策を実施できるこれからの4年間の町政運営について大いに期待をしています。

今回の一般質問ですが、現在、全国の鉄道会社は少子高齢化や自家用車の普及により経営状況が非常に悪く、そうした中で駅に常駐する駅員の人件費を抑えるため駅の無人化が進められております。

阿部野橋駅から吉野駅まで駅員がいる駅は、阿部野橋駅、藤井寺駅、古市、大和高田、橿原からは下市口だけです。吉野町でも大和上市駅、吉野神宮駅、吉野駅の3つの駅が全部無人駅になっております。

しかし、このように駅員がいないことで、駅の治安の悪化や障がい者・高齢者の乗り降りの介助ができないなどの問題が出ています。

この課題を解決するために、全国各地で駅舎に公民館や図書館などの機能を複合させたり、地域の活動の場として利用したりと駅舎を有効利用する試みが行われております。このような試みは、無人駅の問題解決だけでなく、地域の新たな交流の基点となります。さらにこの基点が高齢者が集える駅舎となれば、高齢者の方の電車利用のきっかけにもなり、買い物や南奈良総合医療センターあるいは遊びなど生活範囲の拡大にもつながります。

私は今回、吉野町にある無人駅のリノベーションを提言したいと考えております。もちろん近鉄さんの協力は必要ですが、新たな4年間の町政を進める中で少し取り組まれてみるお考えはないでしょうか。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>西澤議員の一般質問にお答えさせていただきます。</p> <p>まず冒頭、二期目に向けて激励をいただきましてありがとうございます。</p> <p>二期目に向けての1つになっているのが拠点整備でございます。</p> <p>その1つが選挙戦でも訴えさせていただきました「駅舎利用」でございます。</p> <p>これは、小学校跡地利活用においてもこの近鉄は必要不可欠であるというところから、この3つの駅、大和上市駅、吉野神宮駅、吉野駅、その中でも特に私が駅舎利用について発言させていただきたいのは吉野神宮駅でございます。</p> <p>こちらは企業団になっておりますけれども吉野病院があり、吉野神宮の駅舎利用に関しまして近鉄、県、そういった三者連携の中でどういった活用ができるかというのが令和3年、4年ぐらいから進められているところでございます。そういう中でこの駅の拠点をどのように活用していくか。今、西澤議員からご提案のございましたとおり交流の場としての活用の仕方、これも私自身も今現在、庁舎整備の審議会をしておりますので詳しいところまでは突っ込みませんが、従来からやはり行政の一部機能を駅舎の中に持っていく、もしくは交流の場所を持っていく、巷では郵便局が無人駅を利活用して一般の住民の方々と交流の場を持っていく、様々な駅舎を利用した活用が最近進められております。</p> <p>このことに関しましては、近鉄の役員、そして職員との意見交換を通して今後どのように進めていくか、駅舎利用も一つの重要なポイントに入っております。</p> <p>また詳しく言うといろいろと長くなるのですが、フェーズを3段階に分けて、まずフェーズ1が2024年、今年度です。そしてフェーズ2が2025年から2026年、地域と連携した施策の推進。そしてフェーズ3が2027年から2028年という形の3段階に分けて、近鉄さんとも連携しながら駅舎利用についても考えていこうということを、先日も意見交換させていただいた次第でございます。</p>

このことに関しましては、私、二期目において拠点整備を進めていく中で、ある一定程度そういった近鉄さんとの連携、そしてまた地元の事業者さんとの連携を通して新たなリノベーションに持っていくか、もしくは提案もしてまいりたいなというふうに思っています。

今、現在ではそのような考えでございますので、またいろんな提案をいただければありがたいなというふうに思います。以上です。

野木議長

西澤議員。

西澤議員

ありがとうございます。

特に吉野神宮駅をあげていただきましたけど、吉野には奈良県内に4つしかない税務署があったり、7つしかない吉野土木があったり、吉野はやっぱり吉野郡の中心であることには間違いのないと思いますのでよろしくお願いします。

提言についてももう少し具体的な話をしたいと思います。

無人駅というどうしても寂しいというイメージを持ててしまっていますが、無人化したことで空いたスペースを地域住民の方々が自由に活用していけるとするのはとても素晴らしいことだと思います。

また、こうしたスペースがあることで、遠方から来た人やその地域の人たちの暮らしや温かさを肌で感じたりできるので、知らない土地でも安心できたり、親しみを持ちやすくなったりするのではないかと思います。その地域ならではのものを食べたり、穴場のおすすめスポットを聞けたり、無人駅を地域ぐるみで楽しむことができると考えます。

駅というのは地域にとってやっぱり大事なランドマークの要素を持っています。人々が関心を持つことで人の流れが起こり、地域の活性につながり、ちょっと外出してちょっとラーメンを食べて、コーヒーを飲んでおしゃべりをして家に帰るといった場所、そういった場所が地域にあるということは大事じゃないかと考えます。

駅の利活用の方法としては、いろいろ考えることはできると思います。

高校生などは無料で使える学習スペースや図書スペース。飲食。朝市。私も

橿原神宮駅の中にある焼き鳥屋に同級生でよく出かけて集まったりしますが、それぞれに電車に乗って帰っていきます。

自治体や商工会など公共団体に無償でスペースを貸している鉄道も見かけます。南大阪線の各駅がいろんな特色のある駅になると大変楽しい路線になるのではないかと考えたりもしています。

とにかく、制限を加えることなくできるだけ自由な発想でアイデアを募集することで多様性が生まれ、無人駅の活用のバリエーションは本当に無限になると思います。無人駅のリノベーションは、実は「宝の山」です。

今後、地域住民や地域事業者と連携し、魅力的な地域資源をともに発掘、発想し新しい地域事業をつくっていく始まりになると考えます。

1つ提案ですが、鉄道の維持・存続を図るため、地域一体となって鉄道利用を活性化することも大事になってくると思いますので、まず吉野駅、吉野神宮駅、上市駅から南奈良総合医療センターまでの390円の運賃に対して、町民に優待券を発行してはと思いますが、町長、そんなこともどうでしょう。

時間いっぱいあるので町長の思いを喋ってもらったら。私の時間ですので自由に使ってもらって喋っていただきたいと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

ご提案をいただきありがとうございます。

今、吉野町のまちづくりの中でどこにポイントを置くか、非常にこれはみなさんもお承知のとおりだと思います。

にぎわいの拠点がなかなか生み出せない状況の中で、先日も「生産年齢人口の減少率が高い」これもニュースで報道されています。これは正しい数字を言いますと、令和2年度までの数字でそれ以降は社会増減の数字をおってます。ですから若干の増加と転入が増えているのは事実でございますので、恐らく5年後には違う数字が出てきます。ただ、この辺につきましては81%の率が75になっても全体的な地方の過疎化というのは止めることは出来ません。

そのような中で、吉野町においてはこういったところを拠点にするか。当然、

今の吉野町を見ていただくと鉄道と駅があるというのは、これはすごい大きな財産であります。特に昭和の我々が生まれた頃というのは、乗降者数も多くて、人口も17,000～18,000人がいた時代と、今は6,000人。人口のバランスを見てもやはり65歳以上が半分以上を占めている状況の中で、どうやってにぎわいを生み出せるか。

これは2つの視点がありまして、高齢者の方々がどうやって住み続けることができるか。これは今回の施政方針の中にもございます「高齢者が生きがいを持って住めるまちを目指す」そのためには、今、社会福祉協議会等々でも居場所づくりをやっていただいています。そこに出かけるという楽しみをつくるということと、皆さん方がコミュニケーションを生み出す場所をつくるという、そういう新鮮味を持った場所をつくっていくことは非常に大事で、そういった意味でいきますと、やはり今ご提案いただきました南奈良病院への一つの優待。これは障がいを持っておられる方、健康な方様々で、電車で行ける方、行けない方がおられると思います。ただ、もう一度この電車の利用を考える機会にしてもらいたいなというふうに思います。

今、民間の任意団体でございますけれども阪本仙次顕彰会という形で、吉野の林業家が六田駅からこの吉野駅まで延伸をしていただいた。これが昭和3年でございます。それから90年、もうすぐ100年という形になってくるわけですがけれども吉野駅まで延伸をしていただいている。そしてまた近鉄も、今、花いっぱい運動という形で、2016年からこの吉野駅に向けて沿線沿いに花を植えていこう、そのような取組もしていただいています。そういう中で、我々地域住民がもう一度その先人の思い、そしてこれから未来の子供たちにつなぐために、もう一度近鉄に乗っていただこう、そういった仕掛けをいろいろ私はすべきじゃないかなというのは、従前から思っております。

今回ご提案いただいた、そしたらどうやって電車に乗っていただくきっかけづくりをするかというのは、やはり1つ目的を作ってそれを目指して行動を起こしてもらおうというのが1つではないかなというふうに思っております。

今、西澤議員がご提案くださった一例として近鉄の3つの駅がありますけれども、そこから南奈良病院というのは、私は、今、デマンドバスの延伸とか国

交省とかいろいろとやりながら、新しい制度づくりをやりたいなという思いの中でおります。駅を利用して、そういった形で電車に乗ってもらう、そういったことも含めながら今後この鉄道利用というのを考えていきたいなというふうに思います。恐らく拠点をつくることによって拠点となる所と今後旧吉野小学校、まだまだ進めている途中でございますけれどもそこに民間の力が入って、そしてまた竜門、国栖、中荘、そういったところを循環することができることによって高齢者が生きがいを感じる。そしてまた、観光客の移動の足にもつながっていく。そういったことにこの駅というのを活用していけたらなと思いますし、さらに言いますと吉野神宮なんかは三町村のもともとの駐車場がありますが、どうしてもそちらには降りれない状況が続いて片方のこちらにしか出れない状況です。何とかそちらにも出れるような形。これはやはり、大和上市、吉野駅、そして吉野神宮と駅舎活用も当然そうですし、プラットフォームの活用、これも鉄道利用の中で駅マルシェをやったりとかそういったことも含めながら、少しずつ機運を高めていくようなことをぜひ実現していきたいなという思いでございますので、またそういったできることはすぐにでも私はさせていただきたいなと思っておりますので、いろいろまたご提案もいただけたらと思います。ありがとうございます。

野木議長

はい、西澤議員。

西澤議員

鉄道の存続と地域の発展のために、また住民みんなから見える大きなアドバランでも上げていただけたらと思います。

ちょっと時間が余ったので、次回に言おうかと思っていたんですけど。これは嫌みでもありません。エールです。町長に対してのエールですので聞いていただきたいと思います。

これまでの本町の事業は、事業を実施する前段階の準備、この準備がおろそかに進められていたため少しの行き詰まりや問題ですぐに諦めたり、また梯子を外されたり失敗となり、関係住民や関係団体を失望させることが多々あったように思います。これまでの町長の中には、これまでの町長ですよ。これまで

の町長の中には公然と、とにかく始めることが大事で問題があればやめればいい。「朝令暮改」を「臨機応変」とか変な解釈して、無責任なやり方の人もいたように思いますが、そのようなやり方では一貫した行政が出来ないばかりか失敗の後に何も残らない。

このような事業というか全ての事業に言えることですが、準備、計画や関係者、関係団体との目的の共有、十分に準備時間が必要でありこの準備にこそ成功のかぎが隠されていると思います。

上手くいかないことや十分な成果が得られなく打ち切らなければならない事業もありますが、十分な準備を重ねていけばそれまでに構築された人間関係や関係団体との絆、様々なノウハウは簡単にはなくなりません。

そんな実践の中で町を担う職員が育ち、町が発展していくのだと考えます。必ず次の事業につながっていくと思います。

持続可能な行政、こういったことは、本当はこういった準備をきちっとしていくことによって本来 SDGs というようなことになるのだと私は考えております。これは余計なことではんですけど、今度の一般質問の前にちょっと言おうかと思って書いてあったから言わせてもらいました。

今回の一般質問は、とにかく近鉄電車がなくなってしまうように、役場だけじゃなしにみんなで考えていただけたらと思ひまして提案させていただきました。ありがとうございます。

野木議長

続いて、辻内正誠議員より出されております

- (1) 災害時の避難所と家の地震対策（減災）について
- (2) 地方公務員法 33 条／34 条に抵触すると思われる事案の確認をする
- (3) 町長の倫理観を問う

の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻内議員

3 番、辻内です。一般質問をさせていただきます。

まずは、中井町長がこの場におられることによりまして、私が今まで 4 年間

行ってきた一般質問への回答が継続性を持つこととなりました。非常にうれしく思います。

また去年は、吉野町に線状降水帯の発生。そして、今年の元旦には能登半島地震の発生と、吉野町の住民の防災、減災への意識も非常に高まってきていると思われます。

よって、今年度4回の定例会の一般質問には、必ず、防災、減災に関する内容を含めることを既に今から事前に伝えておきたいと思ひます。

本日は、大きく三つの質問を予定しております。18分、6分、6分ぐらいの時間配分を考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは一つ目、災害時の避難所と家の地震対策、減災について質問というか提案させていただきます。

一つ目は災害時の避難所についてです。元旦に起こった能登半島地震ぐらいの大きなものになると、国や県まで巻き込むこととなりますので想定が出来なくなります。吉野町の被害状況を次のように一旦想定したいと思ひます。

1週間にわたる線状降水帯の停滞が予想され、吉野町各地で土砂災害が発生、あるいは発生の大険があり、吉野町全体で100人強が公民館や体育館へ避難している状況。ライフライン、水道や電気は吉野町大半で大丈夫といたします。

次にこの質問の背景でございます。令和3年7月、熱海で大きな土砂災害があったにもかかわらず、避難所生活が全く報道されておりました。その理由は熱海の多くの旅館が避難者を受入れてくれたからです。その事実を受けて、私は令和3年9月議会で中井町長に、吉野町としても檀原や桜井のホテルと事前協定を結んだらどうですかという提案をさせていただきました。それなりの回答はありましたが、やるやらないという答えはいただけませんでした。後で考えれば、吉野町の財政で100人、1泊5,000円で契約しても1日50万、100日に及べば5,000万円と非常に大きなこととなります。実質、そんな簡単に町長としては答え出来ないというのは事実だったと思ひます。

そんな私が1月1日の能登半島地震の惨状と避難所生活の様子をテレビで見ている、吉野町であそこまでの被害がでなくても、住民100人程度の避難者が

出るような災害が起こったらどうしようと。今、指定されている避難所で一晩は過ごせても、2泊や3泊は幾らおにぎりやパンがあっても、吉野町の平均年齢から見たら無理やなあと。何か良い方法がないかと考えたのが質問書に書いてある提案でございます。

結論的には、公民館や体育館に避難されている方を、2次避難所としてすぐに受入れてくれる家庭やお寺、神社、宿泊施設を吉野町内で事前に登録していただきます。その家が危険状態になることもありますので、目標は200人ぐらいの、いわゆる2次避難所の事前登録でございます。この案が可能と思うのが、私自身がそうなんですが、私の家ば6人住むことを前提に20年前に建てておりますが、結果として今はひとり暮らしで多くの部屋が空いております。また近くの天理教の教会さんに尋ねれば、いろいろな前提で部屋も布団もあるので、何の問題もないよということでございます。話を家庭に戻しますと、もともと両親、夫婦、子供で住んでいたが、今は夫婦だけという家は団塊の世代を中心に吉野町にはたくさんあると思います。また、お寺や神社、教会、宿泊施設もあります。よって、住民の皆様の善意の心に期待した提案でございます。

この提案に関する感想なり可能性を、総務課長及び町長から、お1人1分から2分程度でお願いいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

辻内議員の一般質問にお答えをさせています。

まず、災害に対する防災、この視点で質問をいただけるということ。私もこの点につきましては、優先すべきプロジェクト、災害に強い「まち・ひとづくり」の一つとして位置づけておりますので、ぜひ、続けていただきながら、またいろんな角度からご提案をいただければありがたいなというふうに思います。

1分程度でございますので簡単にお話をさせていただきます。

ご提案でございますけれども、私も能登半島地震のときに遠隔地ですけれども、総務課長と話しながら受け入れる環境は出来ないか。ホテル。ホテルとい

いますか旅館ですね。ゲストハウス。そういった話をした経緯があります。ですから、こういったことは、常に平時のときにやっぱりやっておかんとあかんなどというのは感じてます。

先ほどご提案もいただきましたが、当然、近隣、町内でできる体制と広域で協力していただけない体制があろうかなというふうに思います。ですから、こういった部分もこちらからお願いしますというのも一つありかと思いますが、地区エリア、ブロックエリア、訓練を通してこんなときにはこういう状況が考えられるから協力していただけませんかという形の中で、事前登録、手挙げをしていただくと。これが大事かなというふうに思ってます。それがやはり、平時の訓練とタイムライン防災。今、辻内議員は想定していただきました。100人の場合はこうですよという具体的なものを、地区エリアの中でシミュレーションしながら、その中で事前登録していただく、協力していただく旅館、空き家、住んでる方、空いてる部屋もそうですけれども、そんなところで登録制にしながら対応していくというのは、私はいいい案だなというふうに思いますし、具体的な訓練を通して、そういったところにも一歩踏み込んでいきたいなというふうに思ってます。

以上です。

野木議長

はい、辻中総務課長。

辻中  
総務課長

答弁させていただきます。

今、町長からもご説明のあったとおり、非常に有効な手段になろうかなと思っております。

昨日、うちの職員が石川のほうから災害支援という形で帰ってきたのですが、実際話を聞きますと、ああいった大規模災害のときは石川県が動いて、その支援員あるいは避難者の誘導を行うということで、町村はなかなかそこまで手が回らないということです。小規模な避難というようなところの段階では、そういうふうな形で旅館ホテルとかっていうような事前登録であったり、神社とかそういうところの活用というのは非常に有効的な手段になろうかと思っ

	<p>ております。</p> <p>また、個人のお宅は常時あけといてくださいということは出来ない。いずれにしても、災害があったときに行けますかという確認作業というのは必要になるかと思っておりますので、その辺の部分も踏まえ共助の力をしっかり使いながら、地域の方々と連携してそういう取組みを考えていきたいというふうに思っております。前向きに検討していけたらなというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
野木議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>先も申しましたとおり、公民館や体育館で1週間寝泊まりしろというのは、幾ら段ボールベッドをつくっておいても大変なことだと。正直言って無理だということを前提にもう一度前向きに考えていただきたいと思っております。</p> <p>防災減災の二つ目。</p> <p>家の地震への耐震強化といいますか、命を守る、比較的安い価格でできる改装や改築に住民の方を誘導しませんかといいますか、促しませんかという提案でございます。</p> <p>背景には、阪神大震災でも、先ほどから話をしております能登半島の地震でも家の下敷きで亡くなる方がたくさんいます。この命を守ることは出来なかったのかということの自分なりの回答でございます。</p> <p>まずは質問でございます。担当課にお伺いいたします。</p> <p>吉野町の耐震診断と耐震対策状況を1、2分で教えていただきたいと思っております。</p>
野木議長	<p>はい、山本暮らし環境整備課長。</p>
山本暮らし環境整備課長	<p>はい、失礼いたします。</p> <p>吉野町におきましては、平成17年から耐震診断に係ります補助金制度を創設して運用しております。対象となりますのは、昭和56年5月31日以前に着</p>

工されました、在来軸組工法の木造住宅で、延べ面積が 250 平方メートル以下。また、地階を除く階数が 2 以下の建築物を対象に、耐震診断については 1 件当たり 5 万円の費用がかかるのでその費用を 100%補助するという制度をしております。

令和 4 年度までの 18 年間で、町内で延べ 38 件の既存木造住宅の耐震診断を行ってきております。その診断が終わりました後に、補助率のほうは下がりますが 50 万円を上限に耐震改修という制度があります。

以上でございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

議長すみません。お配りしたい資料がありますのでよろしいでしょうか。簡単な家の平面図でございます。

野木議長

はい、どうぞ。

辻内議員

今、山本課長から回答があったわけですが、結局、すごい年月が経ちながら耐震診断やったのが 30 何件。実際、耐震工事をしたのは 1 件。これが実態でございます。

一方で耐震化計画というのを令和 3 年に出してるんですけども、吉野町は対象となる家は約 2,000 軒あるはずなんです。私がデータの読み方を間違ってたかったら昭和 56 年以前に建ってるのが 2,000 軒以上ございます。それを、ほぼ令和 7 年までにはゼロに持っていかうというのが令和 3 年にたてた耐震計画でございます。それが全く進んでいない。そのことは、私は余り問題としないんですけども、今日提案したいのは、今配りましたのは私が生まれた家でございます。外観は今もうほとんど変わりません。この家、築 100 年経っております。表から 4 畳、6 畳。裏も続いて 4 畳、6 畳。引き戸を全部あけると、20 畳の部屋で真ん中に柱が 1 本立って出来ているというような状態のものです。これ、恐らく震度 5 ぐらいきたら倒れます。それで多くの大きな工務店、ある

いは住宅メーカーに聞きますと、2、3千万かかりますけど潰して建て直したほうが安いですよ。大手メーカーは、耐震強度に達しないもの、つまり震度6で倒れない程度のものは工事してくれません。近くの大工さんに聞きました。今耐震化が重要やろと。どないしてんのと聞きますと、その家毎だけでも50万円でやってというところは50万円で改修するよと。その代わり震度何まで補償してやというたら、それはようせんよということでございます。

この図に移りますけども、私の生まれたこの家どうやったら耐震ができるのか。近くのよく知ってる一級建築士さんに聞きますと、不便にはなりますけども、この四隅の引き戸を壊してしまつて耐震壁を設けます。それから、寝ることが多い6畳の部屋をシェルターといいますか、生きるための箱ですね、木でつくったり強い箱、これをつくることによって命を守ることができるということでございます。

私が申し上げたいのは、今は能登半島で起こったことを見ても、結局吉野町も一緒なんですよね。80歳のおじいちゃんおばあちゃんと言うたら失礼ですけど、今からご夫婦に2,000万円かけて、3,000万かけて家直しますかと。建て替えますか。絶対ノーなんですよ。ほぼ。よっぽどお金持ちじゃない限り。だったら少しでも命を助ける方法にもっと吉野町として啓蒙していく。50万でできることがあれば50万で命を守る。1本、2本、筋交いを入れるだけでかなり変わってくるんです。耐震壁を入れるだけで変わってくるんです。こういうふうに住民の心を持っていきませんか。そうしないといくら耐震診断は5万円無料で出しますよ、補強工事は50万円出しますよと言っても、2,000万円のうち50万円貰ってもしょうがないとは言わないけども、進まないですよ。自分事として捉えられない。

こういうことで私はこの気持ち、住民の気持ちを変えていく。その手段が何かはまだちょっと自分では提案出来ませんが、何らかの方法を考えていただきたい。このように思いますが町長いかがでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長	<p>はい、非常に辻内議員の重要な視点だと思います。</p> <p>これは、実は南海トラフ地震に向けて高知県なんかもご存じかと思いきやけれども、高知県の黒潮町は犠牲者ゼロを目指すということで、住宅耐震化の緊急促進アクションプランをつくりながらやられています。これなんかもやはり自宅全てをやるんじゃなくて、辻内議員ご提案いただいたように寝る部屋をシェルターにする。防災ベッドの開発とか、いわゆる1部屋でもいいので耐震化をしましょうとか、そういうふうな意識を啓蒙するという動きがやはり出てるかなというふうに思います。</p> <p>先日もNHKでもやってたとおり、やはり耐震の診断は無料だからするのだけでも、次へ進めるのは全く同じような形でテレビでも報道されてました。ですから、我々にしてみたら、高齢者が多い地域の中でどうやってリスクを減らすかというのは、やはり少し違う手法で切り口をもってやっていかんとあかんかなというのはおっしゃるとおりでございます。もう1点は、古く耐震されてなくて身寄りのない方が持たれている家も増えてきています。そのままの状態で行くと利活用も出来ないことも考えられます。ですから今耐震の部分で出来たら少し早めに利活用できるような形に持っていくという視点と、そして今、暮らされてる方の命を守る、そういった両面の施策を持ちながら、この住宅の耐震化を進めていくというのは非常に重要なことというふうに思いますし、実際に早くそうしていかないと大工さんや工務店さん、こういった方々もやはり技術者が減ってきてますので、そういった支援策とセットで考えていくことも重要なことというふうに思ってます。</p>
野木議長	辻内議員。
辻内議員	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>是非、吉野町の住民への耐震化という言葉の意味合いも含めまして啓蒙をお願いしたいと思います。</p> <p>最後に参考までですけども、私は2月13日の15時45分から16時15分、約30分強ですが、国土交通省の住宅耐震化強化を推進する部署に電話をして</p>

確認しております。

国土交通省は決して震度6に耐えるようにしなさいと地方自治体に言うて  
るのではないと。地方自治体で命を守る方向に誘導して行ってほしいと。辻内  
さんそういうことを言いたいのなら是非言うてくれと。このように言われてま  
すので、もしも嘘やと思うんやったら後で、国土交通省に確認していただきた  
いと思います。

それでは2番目の質問に移らせていただきます。

地方公務員法33条、34条に抵触すると思われる議案の確認をする。

タイトルは仰々しいですが、平たく言いますと、役場内から漏れてはいけな  
い情報が漏れていまして、役場の信頼を揺るがす、揺るがしているのではない  
かと思われることがありましたので確認を進みます。

まず、お断りしておきますが、これから二つの事例を簡単に話しますけども、  
役場に問い合わせる人、あるいはした人を責めることは全く考えておりませ  
ん。住民なら誰でも気になることです。私もその1人です。しかしながら事実  
があったということで質問をさせていただきます。後の質問される議員さんと  
重なってきますので私は非常に簡単な質問で終わらせていただきます。

まず事例の1番目。これ私自身が情報をもらされたというか、本人でござい  
ます。

1月にありました議員の補欠選挙の説明資料を受け取って、書く必要もない  
予定者の名前と私自身の名前を書いた紙です。この内容が2、3日後には私の  
耳に入ってきたということで、これ選挙管理委員会のことですので、総務課長  
にお伺いいたしますけれども簡単な答えで結構です。この情報は漏れてもいい  
ものですか、駄目なものですか。そこだけ教えてください。それ以上は何も要  
りません。

野木議長

はい、辻中総務課長。

辻中  
総務課長

基本的には漏れてはいけない情報です。

野木議長	辻内議員。
辻内議員	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>漏れてはいけない情報が漏れていたと。こういうふうに理解しておきます。続きまして二つ目の事例を申します。</p> <p>これは私自身ではございません。ある住民から聞いただけの話でございます。</p> <p>それは転入してきたこと。つまり住所変更されたことがいつの間にかみんなが知ってた。こういうことでございます。</p> <p>これは自分事にしないとなかなか臨場感がありませんので自分事にしますが、私は今婚活を考えております。私の同居することになる女性がもしいたとして、住所を移したとか婚姻届を出しているかとかは、私は実は誰にも知られたくないのです。今風に言えばパートナーと暮らしていると。こういうふうに何か明るい感じがするのですが昭和ふうに言いますと、悪い言葉かもしれませんが辻内は女を囲とると。こうなってくるのです。</p> <p>それで、担当課長、町民税務課長だと思いますけども転入転出あるいは婚姻、こういう情報は外に漏れてもいい。あるいは役場の人と話してもいい情報ですか。そこだけの回答で結構です。</p>
野木議長	戸毛町民税務課長。
戸毛町民税務課長	<p>お答えします。</p> <p>おっしゃるとおりこれは漏れてはいけない情報です。</p>
辻内議員	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ということで、漏れてはいけない情報が漏れてたと。こういうことでございます。</p> <p>結論、この二つの例は、これが全てだとは言いませんが吉野町の信頼をなく</p>

す事案です。

最後に町長にお聞きします。

原因の追及と対策、はっきりと調査して6月議会には報告していただきたいと。私はもう一度同じ一般質問をしてお尋ねしたい。あるいは委員会での報告でも結構です。

この案件は、地方公務員法第60条の罰則規定にも関係してくる案件でございます。くれぐれも口でごまかさないというふうな形で調査してくれると約束していただけますか。

町長お願いいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、例えといいますか一般質問の中で担当職員が答弁させていただきました。個別のですね、事実があったことを含めてですね、それを個別にはこの場ではなかなか言えないかなと思います。ですから、そういう個別的にしたときには調査をいたします。

以上でございます。

辻内議員

はい、ありがとうございます。

個別の案件の1人は私自身ですのでいつでも呼出してください。町長のところ、あるいは担当課長のところへ行って説明させていただきます。

それでは三つ目の質問でございます。

タイトルは町長の倫理感を問うと難しいですが、平たく言いますと、1月30日の朝日新聞朝刊の奈良版にある、当選証書を受け取ったときの取材に応じた中井町長の発言でございます。

新聞記事の内容を言いますと、駐車場の問題を全く解決出来ない現在地にそのまま建てるのは論外。都市計画の中での位置づけ、分散庁舎の在り方云々と続いています。

まず、町長に確認いたします。

	<p>この記事内容は、町長がおっしゃったことで間違いありませんか。簡単に一言でお願いいたします。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>これは選挙の当選証書ですから、選挙戦を戦った後のすぐの言葉でございます。ですから、前後を見ていただいて、それに対する記者とのやりとりの中でそのように答えています。</p> <p>もう少し詳しく説明はよろしいですか。</p>
辻内議員	<p>後でよろしいです。</p>
中井町長	<p>はい。後で。</p>
野木議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>タイトルは倫理感を問うとありますので、まず倫理とは何かということですが、広辞苑によりますと人間にとってふさわしい在り方や振る舞い方とあります。これを町長自身がお自身に問うてもらって質問でございます。</p> <p>そしてもう一つ。質問の前の定義ですけども白紙撤回とは何かと。同じく広辞苑によりますと一度決定したものを全てなかったものとするのとあります。</p> <p>ではこの新聞記事の一つ目。駐車場の問題を全く出来ない現在地で、そのまま建てかえるのは論外と発言。このことは昨年3月7日に記者会見を開いてまで、白紙撤回を表明した同じ方の発言とは、私は新聞記事の前後も読んで思いませんでした。</p> <p>そして二つ目。12月の委員会において2人の議員さんが町長に、審議会委員長に町長なりの思いなり方向性を示しているのですかという質問をされました。その答えに示してないと町長は明確に回答されたにもかかわらず、今回</p>

の新聞記事は、審議会の委員に町長の思いなり基本的考えを伝えたものと同じだと思います。ただしこれは12月の委員会で町長が嘘をついていたとは言いません。また、今も伝えてないというふうに言い切れるでしょう。

これは新聞媒体を通して町長の思いを伝えた巧妙な手口だと私は考えております。

私はこの新聞記事を見て、中井章太さんという方がびっくりきたと表現いたします。ある住民さんはだまされたと言っておられます。また選挙に勝った途端にこれかと、すごく怒っている方もおられます。

町長に質問でございます。

昨年3月7日の白紙撤回表明からその新聞記事。つまり29日に当選証書を受け取ったときの取材まで。そして今も中井さんという人としての倫理感。つまり人間としてふさわしいやり方振る舞い方を貫いた、そして今も貫いていると言えますか。町長、お願いいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

結論から言うと貫いています。

その理由を少し説明させていただきたいと思います。

私は現職として一期4年間町政を預らせていただきました。

9月に議会の皆さん方への方針をだす。その時点で庁舎の議論をある一定程度吉北という形でださせていただきました。あらゆる情報を収集しながら、最善の策をとるのがトップの役割であります。私はなぜ当選証書の翌日に、私の知り得た情報、そしてまた当初から方針を出した白紙の前の状態も含めて、我々が責任を果たすべき役割の発言をするということで私はさせていただきました。それはなぜかというと、選挙戦というのは当然お互いが政策論争してまいります。相手候補は現その地に建て替えをするという形で、当初、新聞の記者発表がございました。私は審議会をしておりますので、基本的にはどこどこに持っていくという発言は絶対やめるべきだというのは思っていましたので、白紙前の考え方を話させていただきました。その中で、この言葉を見ていただいた

	<p>らわかると思いますけれども駐車場の問題は当然あります。昭和、平成、令和と人口が減っていく中で行政サービスも変わってくる。職員数も変わってくる。昭和の時代に建てた庁舎で建てかえるとなると莫大なお金がかかる。そもそも論からいきますと、令和2年までに庁舎を完成しなければ国からの新庁舎債が入らないというのも、私は町長就任のときからわかってました。ですから、ある意味財政的に考えたときにこの大きさのものをここに建てるということは論外であると。そういったことで私はお答えをさせていただきました。ですからこの場所に建ててはいけませんとか、建てませんとかいうことは一切言うてませんので、そういったことだけのご理解をいただきたいなというふうに思います。</p>
野木議長	<p>辻内議員、既に30分を経過しておりますので簡潔お願いします。</p>
辻内議員	<p>後の議員さんもおられますので、私はこの質問ここで終わりますけども。町長が今おっしゃったことはそれで受け止めておきますが、吉野町にはこの新聞記事によって、町長選挙前の白紙撤回よりマイナスの時点からスタートだと考えておられる住民がたくさんおられる。このことだけは、町長の心の片隅においていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
野木議長	<p>続いて、山本義史議員より出されております</p> <p>(1) 町民からの素朴な質問に答えていただきたい</p> <p>(2) 一般社団法人吉野ビジターズビューローについての一般質問をお願いします。</p> <p>山本議員。</p>
山本議員	<p>5番、山本義史でございます。</p> <p>質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。</p>

町長二期目のご就任おめでとうございます。

町長選の間といいますのは、まちなかを歩いてましても、いろんなところで声をかけられましていろんな質問をされます。どんな選挙でもそんな感じですがけれども、電話が鳴ってきて、これどのようになつとんねとか、そういった電話が多々かかってきます。その中でいろんなことを私なりに説明したりするのですけれども、どうしてもわからないことが何点かございまして、町民から素朴な質問をいただいた中で代表的な二つを、今日は明確にお答えいただいたらありがたいなと思っております。

先ほど辻内議員のほうからも、白紙に戻すという話がありましたけれども、1番目は一旦白紙に戻すということについてでございます。

町長は、去年の2月15日の請願書を受けて、令和5年第1回目定例会、ちょうど1年前の定例会でございます。施政方針の中で現役場、庁舎老朽化に伴う庁舎整備につきましましては、総合的な判断から旧吉野北小学校跡地を活用した庁舎整備を進めてまいりましたが、紹介議員4名、請願者1,259人による移転反対の請願書が議会へ提出されたことを重く受け止め、新庁舎整備事業につきましましては一旦白紙に戻したいと思っておりますと言いましたが、改めてそのとき言われた一旦白紙に戻すということは、どういう意味なのかなあということでございます。白紙といいますのは、何もなかった、元の状態という意味で、真っ白な紙、例え話だと話を白紙に戻すであったり、白紙撤回をすとかいったものでございます。新庁舎整備について白紙に戻すとは、一般的に誰が考えても、令和4年6月、吉野町が示した新庁舎候補の8案が出たときまでに戻すのが普通の考えだと私は思っておりますけれども、町長、いかがでございましょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

山本議員の質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、お言葉をいただきましてありがとうございます。

この一つの質問でございます。

白紙に戻すという点でございますけど、これは委員会等々でも何回かお話を

させていただいていますが、改めてお話をさせていただきたいと思います。

時系列から言いますと、この庁舎の審議をさせていただいたのが、一昨年の9月議会で庁舎の方針をさせていただいて、説明会等々、総務文教厚生委員会も経てこの白紙に至るわけですが、まず大きなポイントになりますのが令和4年11月10日の総務文教厚生委員会でございます。この時点で2候補地に絞り庁舎整備事業を進めるという形で、委員会でお話をさせていただいて承認をいただきました。そして2候補地に絞るという中で12月議会において、2候補地の比較対照ができるように、これはどちらが庁舎か云々は別で中央公民館、もしくは吉北。2候補地の比較対照ができるような資料作成、そして安全面においても緊急性を要する事業であることから、債務負担行為を可決いただいた。これも議会の議決を経て承認をいただいた案件でございます。これは民主主義の世界の中で、そういう議決を経て進めております。

これはあくまで庁舎整備でございます。そしたらその白紙に戻すというのがどの時点か。ここから庁舎整備に関しては議論がずっと進んでおるわけです。恐らく今、まだ質問の中では出てませんが、その時点がどういうことかということですが、旧の吉野小学校も重ねて話をさせていただきます。旧の吉野小学校に関しては、庁舎整備を進めていくと同時に令和4年の利活用方針も議会を経て進めさせていただきました。それも進めながら、令和4年12月議会で学校跡地利活用方針と庁舎整備と一緒に予算も承認いただいて進めてきた。それから令和5年の3月議会、これは令和5年の3月ですが、公募に向けて動いていくというのも準備をしていた段階ですから、旧吉野小学校については民間活力をしていくと。議会の議決も経て進めていくと。

山本議員のおっしゃりたいことは、白紙というのは全てを含めてということだと思いますけれども、庁舎整備に関して私は白紙に戻すというだけであって、民間活用の分まで白紙に戻すということは一切言っていない。それも議会の議決を経て進めてきている状況ですので、これを止めてしまうと今までやった議論が全部ゼロになってしまうと。ですからそこをご理解いただきたいなというふうに思います。

野木議長	山本議員。
山本議員	<p>この後質問しようと思っていたこともお答えいただいた部分があるのですが、議会を経てということでございます。</p> <p>先ほど町長が言われたように令和4年12月議会のときに二つの案に絞られました。中央公民館にするのか。吉野北小学校にするのか。私が吉野小学校を外すのですかと言うたときに、副町長が言われたのは、役場の適地選定には吉野小学校については外させていただいて、公民連携の中の利活用という方向で進めていきたいというふうに思っておりますと申しております。それはよくわかります。</p> <p>そもそも一旦白紙に戻すというのはどういうことなのかという話で、要は、二つに絞ってそのあと2月15日に請願書が出て、それを重きを置いて北小学校を外しますよと言ったら中央公民館が残るんじゃないのですか。皆さんが反対するのでしたら中央公民館を庁舎の候補として考えていきますと去年考えていれば、今頃スタートする事になるんじゃないのですか。12月の議会を経て二つに絞ったわけですね。それで請願書が出て北小学を断念したら、中央公民館だけしか残らないじゃないのですか。どうして白紙に戻したのですか。</p>
野木議長	中井町長。
中井町長	<p>それは山本議員の捉え方だと思います。</p> <p>私は白紙に戻すというのは空いている施設。例えば、ほかでも民間活用以外の施設も空いてますよね。白紙というのは先ほど西澤議員からありましたけども、駅舎も一つの可能性も出てくるかもわかりません。ですから庁舎を白紙に戻すという議論は、別にその一択が残るとするのは、それは山本議員の捉え方の問題だと思います。</p>
野木議長	山本議員。

山本議員	<p>それじゃ、あくまで吉野小学校はもう外れているという考え方ですね。民間利活用ということですね。</p> <p>ちょっとだけ角度を変えて言いますと、今日の施政方針の中で令和4年3月の話、利活用方針案ということで出てましたね。</p> <p>前北岡町長も中井町長も吉野小学校はにぎわいのある場所にするんだというふうに言ってます。非常にいいことだと思いますし、あの一等地をやはりにぎわいの場所にしなくちゃいけないと思ってます。ところが25ページに、これ吉野小学校でございます。旧吉野小学校の利活用案の中に、校舎体育館の建物も含め学校敷地全体を利活用することとすると。学校全体を敷地全体を一つの企業に任せる。これではにぎわいのまちには絶対ならんと思うんですよ。やっぱりにぎわいのまちにするのには、庁舎云々の問題もあるかもわかりませんが、それ以外に道の駅であったりとか、これも調査の中で報告書にも出てますけれども、食堂やお年寄りが集まれる部屋や子供が遊べる場所、勉強のできる図書館、吉野町商工会なんかもですし、できれば吉野土木、吉野町産の利用したレストランなんかも中に入って、いろんなものが複合的に入ってにぎやかになるんじゃないかな。よくわかりませんが、保養施設なんかつくって一社がバーンとやったところで、到底にぎわいのある場所になるようなことはないかと思えます。</p> <p>庁舎の一旦白紙に戻すという考え方の違いということですが、なかなかこれはずっと言っても平行線になるんじゃないかなと思えますけれどもね。</p> <p>それでは続きまして、一般社団法人吉野ビジターズビューローについてお伺いしたいなと思えます。</p> <p>吉野町の基軸産業、木材関係と観光というのが吉野町の中のいちばんの大きな産業ですが、一般社団法人吉野ビジターズビューローの短期的、中期的、長期的にどのように町長は考えているのかお答えしていただきたいなと思えます。</p>
野木議長	中井町長。

<p>中井町長</p>	<p>ビジターズビューローの短期、中期、長期的にどのように考えているかというところでございます。</p> <p>この点につきましては、山本議員もご承知のとおり少し経緯だけ整理しながらお話をさせていただきたいと思えます。</p> <p>ビューローは、平成25年2月一般社団法人ビジターズビューローとして設立されました。これに関しましては、吉野山観光協会、津風呂湖、国栖の里、三つの観光協会が主体となって、そしてそれだけにとどまらず木材業界、様々な業界が観光の視点から取り組んでいこうということで出来ました。</p> <p>いろいろと紆余曲折がありました中で、令和3年11月にDMOとして登録をしていただきました。観光地域づくり法人という形で、地域で稼ぐ力をこのビジターズビューローでしていこうと。これは北岡町政のときからこのDMO法人を目指した形で進めてまいりました。ただ、このDMO法人が地域とのつながりや連携というのがなかなか持ててなかった。人材という部分が非常に弱かった。そういった観点から吉野町の職員2名を派遣いたしまして、事務局長、職員、今年も南都銀行から来てますけれども複合型のDMO法人という形で組織強化を図っていこうという形で進めてまいりました。</p> <p>吉野町からの財政もかなり出ている中で、このDMO法人をどういう形に持っていくか。しっかりと吉野町の観光を担うような形に持っていかなきゃいけない。そのためにはしっかりと組織強化もしていけないといけないという形で、私も今年の5月から代表理事をしながら現在に進めさせていただいております。</p> <p>一つの大きな特徴は、今まで吉野町の観光を担う吉野町の観光があったわけですけれども、財政的なこと、そしてまたこのDMO法人をとることによって、官公庁からの事業をしっかりと予算も確保してやっっていこうということで、令和3年度から観光庁の事業も吉野町の予算とは別にとりながら地域に還元できるような形をさせていただいています。</p> <p>短期的に見たときにですけれども、令和5年度の事業を見ましてもインバウンドの地方誘客に向けた観光コンテンツの造成事業という形で、世界遺産の主要構成要素、道を活用したサイクリングトレイルルートを造成、販売。これに関しても825万4,000円、補助金が612万7,000円とか、また第2のふるさとプ</p>
-------------	--

プロジェクト事業という形で来訪促進のためのモデル実証実験をしております。これは桜からはじまる吉野の愛着、人口増加プロジェクト、企業研修プログラム。やはり吉野の歴史とか桜、そういったことも含めると企業研修や教育プログラムをつくっていくという形でこれも全額国費で1,163万円。こういった様々な観光庁の予算を確保しながらビューローとして事業やっています。これは、恐らく観光協会の会長でもございますので、吉野山での事業も認めていただいているかなというふうに思っておりますし、そういった形で事業を進めながら人も育成していくというのは短期的な状況かなというふうに思っております。

今後、中期的に長期的にどのように持っていくか。やはり私も代表理事しながら先日も理事会にも出させていただいています。

稼ぐ力をつけていくためにどういう役割を担うか。やはり事業者の方々がしっかり自分ごとのように動いていただかないと、なかなかこれも理事会をしても厳しいなというのを感じている状況でもあります。ですから中長期的には当然インバウンド対応もしていけないといけないですし、観光地づくりとして、今旅館等々が4件5件ほど空いてます。これも昨年、知事と奈良県の事業として宿泊施設の誘致、立地セミナーに行かしていただいて、そして吉野に企業が来ていただくような取組もしております。そんなことも含めながら中期的には整備していかんとあかんというふうに思っています。

当然、今日の施政方針の中にもありました2次交通の根源であるロープウェイ。これは近鉄の存続と大きく影響してくるかなというふうに思いますし、そういった部分でいくとロープウェイの再構築も含めて吉野山の観光地をどうやっていくか、これは吉野山を中心に吉野町全体に広げていくことでもございますけれども、そういったビューローとしての中期的な方向性を持っていかないといけない。長期的にはやはり組織としてどうやっていくか。今は職員が出ております。いろいろな参考事例、成功事例とかそれぞれのDMO、DMC様々な観光組織がございますけれども、専属で出来ている人材がいて少数でも稼ぐ力を持ったところは持続可能になってます。吉野町としてはどちらの方向でいくか。今中期的、長期的に向けて非常に大事なときかなというふうに思います。

ビューローだけでは出来ない。地域の事業者の方々と一緒になって、先日の吉野葛スイーツもそうだと思います。やはり地域の方々が商品開発をしながら、そしてそういったものをつなげていくためのプロモーションをビューローがしていく。またはツアー造成をしていく。そんな役割がビューローではないのかなというふうに思ってますので、ぜひ、観光協会会長としてもご尽力、ご協力いただければなというふうに思います。

野木議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございます。

礼言うのもおかしいですけども、町長はなかなか完璧な答弁をされて明快だと思います。

吉野ビジターズビューローさんには非常に動いていただいて感謝しているところでございます。

奈良県自体も奈良県ビジターズビューローもございますし、大阪府のほうでも府と市が合併して大阪観光局なんかも出来て活発に動いております。世の中がそういった流れの中にあるんじゃないかなと思います。

ただ一方、先ほど町長が言われました吉野山観光協会であつたり津風呂観光協会、国栖の里は若者が少なくなってきたるのですよね。だから理事離れをしている。

今の販売形態として、例えば吉野山にお客様を呼んで吉野山の商売人が潤うという形ではなくて、インターネットで販売したりふるさと納税で販売したりそれだけでも忙しいというような感じで、忙しいお客さんが来るときに何でもみんながボランティアで外で奉仕作業をして、そのために自分とこの店を閉めなあかんのという話になってきたるわけです。今年の3月なんかは吉野山観光協会をもうやめてしまおうか、解散するか解散せえへんかというところまできております。ほかのところでもそういった感じになつてるんじゃないかなと思います。だからその辺り、先ほど町長言われたように地域の人々と一緒になってやるというのは物すごく大切じゃないかなと思います。今は各協会から1名ほ

ど出て理事会が開かれそのいちばん上に中井町長がおられますけれども、そういうシステムではなくて、ビジターズビューローの中に吉野山支部があったり津風呂湖支部があったり国栖支部ある。何か一緒になって吉野町全体で観光業をやろうやないかというような体制に持っていくことができれば、もっといい方向になるんじゃないかな。そしてこの一般社団法人をとっておりますし旅行業の2種もとっておりますので、それをうまく使っていけばもっと稼げるような、役場とは違うような方法で活発に動くことができるんじゃないかな。何かこうみんなと一緒にできるような吉野ビジターズビューロー。今でも結構満足はしとるんですけれども、吉野山観光協会にしても非常に弱い、人手不足になってしまっている傾向でございますので、中長期的にはそういった形のもので何か吉野町が一丸となって皆で観光業を盛り上げるような、そういったシステムの方向に考えていただいたら私はありがたいなと思っております。

これは答弁要らんですけれども、最後にちょっとだけお話しさせていただきます。

辻内議員のほうから庁舎についての発言のことがありましたけれども、この後も上滝議員のほうからあるかと思っておりますのでその部分は抜いて、同じ朝日新聞ですけれども町長はこのようにも言われてますね。

選挙戦では山本氏から「決断を下せない町長」との批判を受けた。「大勝してしまうと皆にいい顔しなければならなくなる。小差だったことでかえってやりやすくなった面もある。反対があっても大胆に決断して課題を前に進めていきたい」と意気込んだ。

反対があっても大胆に決断して課題を前に進めていきたいということでございます。何かこう違和感があるというか、町長も学識ありましてロバート議事法なんかもよくご存じだと思います。やはり賛成の方の意見も聞く、反対の方の意見も聞く。欠席者の方の意見も聞く。いろんな意見を総合して考えていってもらわないと、ましてや反対の方がたくさんおる、過半数じゃないけれどもやはりたくさんおることを大胆に進めていくのではなく、やっぱりそういったものを説明して納得してもらおう努力をすることは必ず必要だと思います。

これは最後の付け足しですけれども、4年間の中井町長の指導力に期待をさ

せていただきますのでよろしくお願ひしたいなと思ひます。言ふべきことは言  
わせていただきますので。ありがとうございます。

野木議長

休憩時間をとりたいと思ひます。

再開は2時10分からといたします。

( 午後2時01分 休憩 )

( 午後2時10分 再開 )

野木議長

再開いたします。

続いて、藤本昌義議員より出されております

(1) 町長の「7つの目標」について

の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

2番、藤本です。

一般質問の許可をいただきありがとうございます。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに2月22日、中井町政二期目のスタートとして初登庁し、二期目  
がスタートをしましたことをお喜び申し上げます。ただし、選挙戦はやっぱり  
厳しい批判も受けて、住民の皆さんがこれからの中井町政に対しては本当に厳  
しい目を持っているというふうにお思ひしております。

先ほど朝の町長からの施政方針につきまして発表され、そこには七つの目標  
の方針が書かれてありました。町長のこの7つの目標についてはいろいろな目標  
があつて、その中でも人を守る、生活を守る、高齢者を守る、こういったとこ  
ろの目標について詳しくお聞きします。特に生活や高齢者を守ることとか、観  
光や産業を守ること、そして最後には町政改革の断行というふうにお伺ひいた  
します。

まず一つ目。先ほど西澤議員のほうから近鉄の駅舎利用とか近鉄という地域交通について質問がありましたので、私のほうはそれ以外の地域公共交通の進化についてお聞きします。

私の質問の全てはいつごろまでにどのようなことを実現するのか、そういったことを町民の皆さんにわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

まず1番目に地域交通についてお伺いいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、2月22日からスタートするわけでございますけれども、しっかりと厳しい目を持って見守っていただきますこと、よろしくお願い申し上げます。

一般質問でございますけれども7つの目標、3つの重要重点プロジェクトと7つの目標ということでまずは地域公共交通でございます。

こちらのほうは一期4年間の中でデマンドバスに切替えさせていただきました。これは施政方針の中でもあります。バス停を251か所まで広げることが出来ました。ただ、昨年12月にも南奈良病院へ直接行けないかという一般質問もありながら、何とか南奈良も含めて買物支援ができるようなデマンドバスのさらなる進化という形で、私も公約に掲げながらしっかり進めていくところでございます。

今回の施政方針の中にもデマンドバス運行また自治体ライドシェアなど、いろいろ実証するための調査をしていくという形で記載をさせていただいてます。この点に関しましては道路運送法78条2号で今現在デマンド運行をしております。こういった部分を延伸するためにいろんなハードルがあった。これは過去4年間の地域公共交通協議会という中で、我々は吉野町ですけれども隣の大淀町の公共交通協議会の中での承諾が必要であるとかという形で来ました。法律上は今でも出来ますがいろいろな協議会の中で民業圧迫、そしてまた意見交換、調整というのが必要になろうかなというふうに思います。ですから私も先般から地元のタクシー事業者さんと意見交換をさせていただきながら、

どうということによって持続可能な公共交通が維持できるかという話もさせていただいてます。そんなことも踏まえながら、令和6年度に少し一足飛びにやるのがいいのか、やはり今のデマンド運行の調査研究をもう一度せなあかなというふうに思ってます。これは5台で走らしてますけれども、いちばん声を聞くのは南奈良病院というのは当然あるのですが、吉野町の中でも吉野病院へ行った帰りが非常に待つ時間が多い。そんなことも含めると今のシステムがロスがないのかどうか。そしてまた運転手さんの働き方改革という観点からいきましてもしっかりとした休憩をとらなければならない。そんな中で実際に空白の時間が出来ているのも事実でございます。ですから今の町民の皆さん方のニーズがどういうところであって、そしてどういうところで不足しているかというところも調査をしていきたいなと。国交省にこれから申請していくのですが、そういった調査研究の費用を申請しながら次のステップにつなげる1年にしたいなというふうに思ってます。できればその福祉の視点ともう1点は地域の観光の視点の中で、今、町外の人とかはデマンドタクシーに申込みができるのですがなかなか台数的に少ないところもあります。そんな中で、タクシー事業者さんの利用頻度をもう少し高めるような動きも出来ないか。実際に駅を降りたときにタクシー屋さんが止まってない時間も増えてきてます。全く夜に関してはほとんど予約がとれないということも聞いておりますので、そういったところにどれぐらいのニーズがあって、それがどういった形であれば持続可能な運行ができるかという調査と実証ができればなというのは、今年度の中でやってみたいなというふうに思ってます。

南奈良病院だけの直通に関しては、福祉の視点とか障がいの持たれる方を対象にして、直接できることもできないかというのもその調査の中でやってみたいなというふうに思ってます。高齢化率が上がってきている中で直接南奈良へ行く方も増えている。その中でデータ分析をする中で協力もいただきたいということも南和企業団の中でもお話をさせていただきましたので、できれば調査と少しそれなりのニーズがどれだけあるかは令和6年にやっていきたいなというふうに思ってますし、令和7年度8年度に関しては観光も含めた形で、どこまで今のデマンドプラス何か違う運行手法がとれるかどうか、それは地域の

	<p>タクシー事業者さんとともに共存できる方法はとれないかということも含めて進めていきたいなというふうに思っております。</p>
野木議長	藤本議員。
藤本議員	<p>いつまでに何をという答えをいただきました。今年度は現状分析とか調査を行って、7年度からはデマンドのプラスアルファでタクシー事業者さんを加えて、福祉とか観光にも力を入れていくというような回答でした。</p> <p>一つだけ一般質問でお願いではないですけども、今、大淀町の話がよく出るのですが、実は中竜門地域の人たちというのは、どちらかと言うたら宇陀市の生活圏内で買物とかみな宇陀のほうに行きます。駅にしても榛原駅に行ったりします。ですから中竜門地域の人のことを考えるのであれば、宇陀市、昔の大宇陀町とか榛原町の辺りまでそういう買物支援も含めて移動手段というのをどう考えているのかお聞かせ願えますか。</p>
野木議長	中井町長。
中井町長	<p>この点も非常に重要なというふうに思ってます。</p> <p>今、デマンドタクシーに関しては200円で町内を行き来できるようになってます。先ほどの南奈良もそうなんですけど、この金額設定というのも非常に重要なというふうに思ってます。他の自治体でも自家用運送によって助け合いの中で500円に設定したりとか、どういう母体が運営するかによっても違ってこようかなというふうに思ってます。ですから今吉野町だけにとどまらず、全国で4月から自治体ライドシェア的な動きが出てきてますので、例えば中竜門エリアの人で自家用運送ではないけども助け合いで行かれてるケースっていうのも聞いてます。ですから金額設定と運営部隊をどこにするか、こんなことも含めながら町外に出ていく手法がどういう形であればスムーズにできるかというのも、できれば今年度中の調査の中でも検討の一つには入れていきたいなと思っております。</p>

野木議長	はい、藤本議員。
藤本議員	<p>今、お聞きした二つの手法から今年度はほぼ調査に終わると思うので、ぜひとも7年度8年度にはある程度の実現できるような結果を待っています。</p> <p>次に、高齢者の生活支援ということで、私これ前から町長と雑談をするときも言ってるんですけども、高齢者の方一人一人全部スマートフォンを持たれて何か地域のLINEグループみたいなのがあって、そうすることでひとり暮らしの高齢者も、変な言い方ですけども安否確認も含めた、また認知予防にもつながるようなそういった計画があるのかないのか。要はデジタルの活用が苦手な高齢者のために、例えば地域に巡回して出前役場のようなそういう計画があるのかどうかというようなこともお聞きしたい。</p> <p>高齢者に対してどういった生活支援をしていくのか。いつ頃までにどんなことをするのかお伺いいたします。</p>
野木議長	中井町長。
中井町長	<p>今、高齢者への支援という形で安否確認とかやっていることと、そしてこれからやろうという構想も含めて少しお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>特に高齢者の安否に関してでございますけれども、提案いただいたお友達のLINEグループの創設というのもございますけれども、現在、緊急時にボタン一つで24時間医療職に相談できる緊急通報装置の設置をしております。令和5年12月末現在で94件でございます。これは手元にペンダントを置きながら、緊急相談ボタン一つで救急事故等の通報に応じて看護師等が対応するコールセンターへ直接つながるとい形でさせていただいています。これは65歳以上のお一人暮らしの方が588人、夫婦どちらかが80歳以上の高齢者の世帯が184世帯と、非常に吉野町は高齢者のひとり暮らしまたは高齢夫婦が多い。そのような中で緊急時にボタン一つでそういう対応ができるというのを今現在安否の形ではさせていただいています。</p>

あと交流コミュニティーが非常に大事でございますので、そんな高齢者の生活支援であったり、また生きがいという形で施政方針の中にも入れさせていただいてます。

老人福祉センターの中荘温泉を起点にして、多世代の交流と居場所づくりをしていきたいなというふうに考えております。

特に高齢世代の方々が、1例ですけれども LINE でバスを予約をしたりとかいうのも、実は中学校の孫さん世代が学校で教えたりするケースもありますから、多世代間の交流、中荘温泉を起点としてそういったところでの交流を通して LINE を普及していくというのも、この中荘温泉でできればなというふうに思いますし、先ほどデマンドの話はさせていただきましたけれども、社会福祉協議会で買物の支援という形でバスツアーをやらしていただいたりもしています。これもコロナ禍の中でなかなかグループを集ってというのは少なかったですけれども、中荘温泉も起点にしながら買物バスツアーをすることによって、楽しみ生きがいにつなげていくということもやることによって、単に1人で行くのではなくてコミュニケーション、コミュニティーを生み出しながら買物に行くというふうなこともやっていきたいなと思ってます。あと出前的には出前講座として、介護予防体操ができる住民主体のケラケラ百歳体操であったり出前の健康講座の実施をしております。これも今、行政サービス機能の在り方の議論がされてますけれども、福祉の視点からしっかりとこういう健康増進をセットにしながら、LINE の活用というのもやることによって、行政サービス・LINE 普及にもつなげていけるかなというふうに思ってますので、できる限り老人福祉センター、中荘温泉を起点に多世代交流、健康寿命の延伸という形での出前とデジタルをセットな形での健康増進にもつなげていきたいなというふうに考えております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

出前ですが、今おっしゃられたのがほとんど福祉的な話になるのですが、もうついでに、例えばこの日コミュニティーをしますよと言うたときに、デジタ

	<p>ル機器も持って行くので何らかの証明書が発行出来ますよとか、もしくはこんな相談したいから来てくれますかといったときに、役場の職員さんも一緒に出向いて個別にいろんな相談も受けられるような出前役場みたいなそういうような計画というのはあるのですか。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>どういったところを拠点にするかというのはいろいろあるかなというふうに思います。郵便局がこの3月1日から行政の申請書をマイナンバーカードで交付できるようになる。これは新子と中竜と吉野山になりますけれども、これからどういったところを拠点にするかというときに、職員が出向いたところの拠点の一つに私は郵便局もありかなというふうに思ってるんですね。6か町村で唯一残っている郵便局、局長会でこの間もいろいろお話をさせていただきました。防災備蓄の話もさせていただいてます。ですからそこにちょっと集まるような形でのデジタルの行政サービスの相談であったりサロン。月3万6,000円でしたか金額はあれですけども、そういうグループでの場所に出向いていくとか、そんなことも含めて長寿福祉課では積極的にそういうふうなこともできる限りやっていきたいなという思いの中で我々もおりますので、まずできることからそういう形でやることによって町民の皆さん方の全体に波及できればなというふうに思っています。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>
藤本議員	<p>ぜひともその高齢者の生活支援につきましては実現してください。  続きまして観光や産業の発展について。  まず、官民連携についてはどんな計画があって、町長よくトップセールスと言ってますが、どこでどのようにいつごろに実施して、その効果の評価はどのようにやっているのかお聞きします。</p>

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>官民連携の手法についてでございます。</p> <p>実は今行政課題、地域課題というのは行政だけではなかなか厳しい中で、やはり民間の力を借りようということで、いろんところで地域課題解決に向けた民間の取組を、東京とかでも学びに行かせていただいたりするのですが、それは別としまして、今官民連携でいきますといちばん大きいのはやはり施設を活用するための官民連携をまず考えてます。</p> <p>今回の一般質問でもございましたけれども、旧吉野小学校、これは1日でも早く私やりたいというのは、その施設のにぎわいだけではなくてどうやって全体に波及していくか。そこを拠点にして民間との連携ができるようになるということも一つです。</p> <p>近鉄さんとの存続。これも一つ民間連携になろうかなというふうに思いますから、吉野のゆかりのある企業さん、もしくは歴史ある企業とどうやって一緒に地域の課題を解決して、また未来につなげていくかというのは非常に重要なポイントです。そんな点においては、やはり近鉄という企業であったりもしくは今後、旧小学校跡地利活用のところを起点にして連携できるか。また、当然阪本仙次という歴史をつくった企業というのはほかにも南都銀行もありますし、様々な形で民間連携ができるような形を今模索しているところでございます。</p> <p>あと一つとしては今後になろうかと思っておりますけれども、今カヌー等々一つ競技場が出来ました。施設維持管理だけでもかなりの費用がかかっています。ワールドマスターズゲームズは2027年でございます。ここの平時の維持管理ということも、そして利活用になってくるとやはりスポーツを中心とした企業とやっていくというのも一つかなというふうに思いますし、そのときには運動公園をセットでやっていかないとあかんかなあということもございます。</p> <p>様々な資源をどうやって生かしていくかという視点において、旧小学校跡地、運動公園、カヌー競技施設、そして近鉄沿線の鉄道、そういったところの企業を中心にやっていきたいなというふうに思ってます。</p> <p>あと一つですね。私のトップセールスの視点からいきますと、今まで東京で</p>

ふるさとの集いというのをやっていました。これは前町長のときにやりました。私も議員のときに行かせていただきました。東京で集まっていたいで出会うことにはなるのですけれども名刺交換等をするだけでした。ゆかりの方が東京。また吉野町だけに限らず奈良県、大阪でも活動されてる方もおられますから、私はサウンディング調査、旧吉野小学校跡地であったり吉野北小学校の利活用を進めていくときにプレゼンをしっかりしたんですね。それはその施設だけのプレゼンをするのではなくて、吉野の資源がこういうのがありまして、今こういう動きがありますというプレゼンも含めてサウンディング調査をさせていただきました。だからこそ企業が10社以上来ていただいて今でも続けているわけですけれども、そんなトップセールスをしていきたいなというふうに考えています。

今年の秋ぐらいにはふるさとの集いを吉野で。これ別にお金かかりませんので。ゆかりの人に来ていただいて地域の方々と交流をしていただく。マッチングする機会になるか、もしくは企業版ふるさと納税というのを平成28年度から制度をつくりながらやってますけれども、令和5年度においても4件で700万でございます。まだまだ少ないと思っておりますのでそういった企業版ふるさと納税の協力も含めて、成果を出していくことがトップセールスだなと思っております。そういった形のをしっかり今年度やっていきたいなと思っております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

今の町長の意見の中で、ワールドマスターズゲームズは2027年の開催というのがこれはもう決まっておりますので、2027年に津風呂湖でワールドマスターズゲームズ in 関西が行われてカヌーの競技があるというのをきっかけに、ぜひとも津風呂湖周辺の観光も、そして産業につながるようなことをしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

4番目に町政改革の断行というふうに町長がおっしゃられてます。

行政改革の1番というのは何なのか。そして、住民のために今何が必要と考えているのかというのをお聞かせください。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>町政改革の断行、いちばん大事なのは人であります。</p> <p>これは、私は就任当初から人材をしっかりと育成するといいますか、組織を強化していくために、持続可能なまちづくりは人づくりであるというのが魂願でございます。</p> <p>特に今、吉野町に限らず地方の自治体というのは地域課題が多様化してまゝです。ですからそんな中で一人一人のスキルは当然ですけれども、やはり横のつながりを持って組織を強化して、町政運営をしていくというのがいちばん重要でございますので、そういった組織づくりというのが将来的にいちばん町民の皆さん方の安心安全につながるということでございます。そういったことを根幹に置きながら進めていきたいなというふうに感じております。</p> <p>そして多様化する中で、例えば野球で9人いて、9人が1人一つの守備を守る。これがいちばん理想ですけれども、サードとショートがいなかったら人数が足りなかったらサードもショートを守っていかなあかん。我々はその横の広がりをしっかりと持つことによって、一人一人の役割を高めていくということもやりながら、将来の組織をつくっていかなあかんかなというふうに思ってます。その点についてはしっかりとした機構改革と人材育成を柱にしながらやっていくこと、それが町民の皆さん方のいちばんの信頼であり、また安心につながると思ってますので、そういった意味での取組をしっかりとこの4年の中でもやっていきたいなというふうに思っております。</p>
野木議長	藤本議員。
藤本議員	<p>それでは確認いたしますね。</p> <p>行政改革のいちばんは何かといえば人ということでよろしいですね。その人には職員もあれば住民もあつたりとか取りあえず人。そして住民のために今何が必要と考えているのかというのは信頼というふうにとらえていいですか。</p>

それでは本当に住民の皆さんから信頼できるような町政を展開していただき、ぜひとも吉野町変わったなあと思うようなことをしていただきたいと思っています。

最後に子供を守るとかそういったことについてはお聞きしてないので、町長の目標の中で他に何かあれば、いつごろまでにどういうことをするのかというのをお聞きします。

野木議長

中井町長。

中井町長

人、子供を守るという視点でございます。

これはちょうど庁舎整備を進めていくときに、町のランドデザインを私なりに書かせていただいたのが根幹になろうかなというふうに思います。

吉野さくら学園を中心に、そして周りの拠点でそれぞれの役割を果たしていく、そうやることによって子供たちはこの吉野で暮らし、そしてまた多くの人に支えられてふるさとへの思いを持って、将来この吉野で活躍できる人材を生み出すということにつながろうかなというふうに思います。

この点につきましては今進めている三つの重点プロジェクトの庁舎整備、旧吉野小学校の跡地利活用、そういったことをベースにしながら子供たちの未来を少しでも見えるような形にするということが私の使命でありますので、二期4年間の中でしっかりとした子供を守る、守るといいますか、子供たちの夢を描けるようなまちづくりに持っていききたいなというふうに思っております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

今朝の方針と今の質問に対する町長のご回答なんですけれども、本当に今厳しい状況に置かれているのは間違いないと思っています。ですから本当に一つでも具現化して、吉野町が少しでも第5次総合計画にもありますように感動が生まれる吉野町というふうになっていただきたいと思っていますので、ぜひとも期待しております。以上で終わります。

野木議長	<p>続いて、上滝義平議員より出されております</p> <p>(1) 役場移転問題と分庁舎について</p> <p>の一般質問をお願いします。</p> <p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>6番、上滝です。</p> <p>ただいまから一般質問をさせていただきます。</p> <p>まず議長もおっしゃいましたが、発言事項は役場移転問題と分庁舎についてでございます。</p> <p>私の前に一般質問された辻内議員、山本議員が庁舎の問題等々言いましたので、私のほうからは簡単な質問から入っていきます。</p> <p>要旨につきましては、先の町長選の翌日、当選証書を受け取った後に報道陣への取材に応じ、庁舎の建て替えについては駐車場の問題を全く解決出来ないで現在地にそのまま建てるのは論外と、朝日新聞の奈良版に掲載されていたが、その考え方についてこれから質問をさせていただきます。</p> <p>簡単なことでございますけれども、この質問に入る前に町長にお聞きします。</p> <p>午前中に民主主義の根幹を揺るがすようなことがございましたが、町長の考え方の民主主義の根幹は何か教えてください。</p> <p>あと1点は誰のための政治なのか、行政なのかということをお答え願いたい。</p> <p>3番目に地方公務員法第30条に何を書いているのかということをお答え願いたい。</p>
野木議長	はい、町長。
中井町長	<p>上滝議員の一般質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>まず、民主主義とはいろんな意見があろうかと思えます。いろんな意見を聞</p>

きながら、そして最終的には多数決によってやっていくというのが民主主義であります。ですからそれに基づいて選挙もそうですし、こういう議会運営もそうですし、いろんな会合というのは意見を聞きながら多数決で進めていくというふうな・・・。

( 「結構。そのとおり」 の声あり)

よろしいですか。

二つ目が誰のためにということでございます。

誰のためというのは、私の今の町長の立場であれば町民のために、議会の皆さん方もそうかと思えます。2元代表制の一役を担う議会と首長でございますのでお互い町民の皆さん方のために最善を尽くすというような。

( 「そのとおり、次3番目」 の声あり)

よろしいですか。

3番目、全体の奉仕者として公共の利益のために尽くすということでございます。

上 滝 議 員      いいです。戻って。

中 井 町 長      よろしいですか。

上 滝 議 員      はい。議長。

野 木 議 長      上滝議員。

上 滝 議 員      町長は地方公務員法の30条、町民の奉仕者や全体の奉仕者として公共の利益のために情熱をささげなければならないというようなことを言いました。そのとおりでございます。ところが本当にそのことを日常生活を通して、しっかりと意識をしておるのかどうか。また職員の方々もそういう意識を持つのかどうかお答え願いたい。

中井町長	私はその錯誤で努めております。
上滝議員	はい、副町長。
和田副町長	町長がおっしゃられたように、今、上滝議員がおっしゃられた地方公務員法の第30条が根幹だと思います。その辺の部分については職員が一体となって取り組んでいると思います。
上滝議員	教育長。
土居教育長	私も同じことをございます。全体の奉仕者の一担当者としてやらせていただくということをございます。
上滝議員	最後に総務課長。
辻中 総務課長	同じく全体の奉仕者として、町民目線での部分に尽力させていただきたいという思いでおります。
野木議長	上滝議員、ちょっと申し上げます。 ただいまの質問は通告外であると思われるので、通告に従って発言をしていただきたいと思います。 はい、上滝議員。
上滝議員	興奮型でございますので、つい行政の皆さん方の姿勢を問いとなんねや。 そんなことで今後もよろしくお願ひします。 では、これから私の質問をさせていただきます。 役場移転問題と分庁舎についてでございますが、1番目に駐車場の問題が全く解決出来ないのので現在地にそのまま建て替えるのは論外と朝日新聞の奈良版に記載されていましたが、この意味を町長ご説明願ひたい。

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>先ほど、辻内議員の質問にお答えしたとおりでございますが再度お答えをさせていただきます。</p> <p>当選証書の翌日でございます。先ほど辻内議員からもありましたように、新聞記者の一連の質問の流れの中からこの発言をしたわけでございますけれどもここに書いてあるとおりでございます。</p> <p>私は現職の町長として、やはり今のこの状態を理解しとるわけです。</p> <p>ですからこの場所に建てない、建てるのが論外とは言うてません。私が言うたのはこの場所の今、論点というのは駐車場の問題がある。駐車場が狭いというのは皆がもう承知のとおりでございますけれども、職員がこの下に置いているということで災害時に対応出来ないということも含めて、このままの駐車場の数では問題解決出来ない。</p> <p>もう1点は財政的な面です。</p> <p>これは先ほども言いましたけれども、令和2年完成までに庁舎建設債というのが国のほうから交付できる。この制度があるときに出来なければ財政的に昭和、平成、令和の時代を過ごしたこの昭和の時代に建てた庁舎、大きいですね。駐車場も狭い。このままの同じ状態で建てることは論外であるということをおっしゃっていただきました。</p> <p>これは責任ある私の立場からこの場所に建てることは論外とは言うてない。そこだけご理解をいただきたいなというふうに思います。</p>
野木議長	上滝議員。
上滝議員	<p>新聞の内容を読みますとね。朝日新聞の奈良版。こんなこと今まで委員会でも言うたことのない方が、あるいはそういう協議会ですか、今できとる検討委員会か、そのところでも言うてないし。当選した直後にそんな話が出たということの捉え方について大変私はびっくりしたわけでございます。つまりこの捉</p>

え方は、私の捉え方ですよ。上市は駐車場が狭くて北小学校へ持っていかなあかん。北小学校に16億3,000万かけてでも庁舎を持っていかなあかん。そんなことに聞こえてしゃあないね。私はね。そんなことのないように。

町長ご自身は吉野町の中心はどこだと思いますか。

議会議員の3分の2以上の賛成がなければ庁舎の移転は絶対出来ません。そういう中で町長自身どう思われてるかお答え願いたい。

野木議長

中井町長。

中井町長

まず1点でございますけれども、上滝議員私は吉野北に持っていくという話もうあれから1回もしておりません。それだけご理解をいただきたいと思えます。選挙戦も戦った中で、私が吉野北へ持っていくというふうに噂で言われました。でも私は吉野北に持って行くことは1回も言っておりません。

そういったことの中で、中心地というのもそれぞれの視点の中で中心地というのは違うかなというふうに思います。ですから私は中心地という概念じゃなくて、まちづくりの概念の中でこれからどうやって吉野町の施設等々を考えるか。そういった観点からいろんな部分で選挙戦もお話をさせていただきました。16億とおっしゃってますが16億を掛けてとかですね、それも根拠のない形で私はそこへ持っていくことすら決して言ってませんので、そこだけ間違えないようによろしくお願いします。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

町長ね。先にこの庁舎移転に関わって各区長さん、各団体の方にいろいろと話しかけておりましたわな。説明会がございました。それ私全部行きましたん。竜門もね。吉野地区も上市地区もありました。国栖地区だけなぜなかったのかというのは今でも疑問ですけれども。そのなかで当局からの説明では、北小学校へ16億3,000万かけてするということははっきり明示しましたやん。町から。それは認めますね。町の方針がそうであったとしたら、16億3,000万か

けで北小学校へ役場を移転したいという気持ちがあるからそんな話が出たん違うか。私はそう捉えるね。私自身はこの吉野町の中心はどこだと思いますかっていう問題に対して、吉野町の吉野地区、吉野山から中心に六田、左曾、橋屋、丹治、飯貝、そして上市が吉野町の中心であるという認識をしとるんだけども町長はどう思いますか。

野木議長

中井町長。

中井町長

まずは先ほどの9月の住民説明会の話ですけれども、あの時点は8つの候補地から一つに絞らんと、方針を示さないと町としての考え方がわからない。ですから決定ではない。でも方針はこうですよという説明会をさせていただきました。それでいきますということは一言も言うてませんので。その結果があつて二つまで絞ってきたわけですから、そこだけは間違いのないようお願いしたいなというふうに思います。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

その町長の物の言い方は一つの上手な言い方や。先ほど山本議員と話していたが、町長話しかけ上手やな。ほんまやのと話して終わっているが。やっぱり実行をしよう思たら吉野地区、上市地区が中心であるなら、その中心地に役場をしなきゃならない。1,259人でしたか昨年やりましたわな。陳情。議員が今4人、5人の反対があつたら絶対に北小学校や中竜門に持っていかれへんわけや。その認識を皆さん知れへんわけや。住民のかたは。分かる。

もう一つ、もう時間がないので私のほうから3番目に物申しますが、分庁舎についてもね、各地区に分散して考えておられるようですが、どのような考えを持っておられるのかお答え願いたいと思います。

この分庁舎の問題については国栖地区の区長全部、中荘の区長全部、それから上市の一部、吉野地区の一部の方に分庁舎の在り方、香束のあけみどりの跡に土木のほうが行くとか。あるいは今もう既に行つとるけどごみ問題、水道課

におった方がクリーンセンターに行っていると。何ひとつ相談をしようと思っても、あっちへ行ったりこっちへ行ったりするのはかなわん。住民の声としては一帯化して欲しい。こういう声が多いということがあんなにけれども町長からのこれに対するご答弁を願いたい。

野木議長

中井町長。

中井町長

分庁舎に関する考え方だと思います。これは現在庁舎検討審議会をやってますので、こういう分庁舎の在り方がっていうのは、私は今は避けさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、今現状としては吉野庁舎がここにあります。今現状の中でも吉野病院が企業団としてありますけどそこに長寿福祉課、社会福祉協議会は違いますけれども一つの組織としてはそこに一つ福祉関係があります。水道と農林、暮らし環境整備課これが飯貝庁舎でございます。それと運動公園、ここに CVY がございますので今の時点でもそういうふうな形で分庁舎になってるわけです。その中で今、町民の皆さん方が困っていることをどう解決していくかというのはこれからのやり方かなというふうに思います。相談が一つのところでできないやないか、もしくは申請書等々がここへ来たのにまた向こうに行かなあかんやないかというのを解決していくのが、我々のこれからの役割でありますので、そんなことも聞きながらそしてまたデジタルでできるここはおってもとれるわけですから、そんなことを含めながらこれから分庁舎、そしてまた庁舎のことについては審議会の意見を聞きながら考えていきたいなというふうに思います。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

審議会の答申を受けて、また議会にもお話をさせていただいて、議会制民主主義だから議会で決めたらもう問題はないわけですね。それはご存かと思えますけれども、とにかく相手の立場になってしっかりと行政を運営していただかなければ

	<p>れば。誤解のないように。やっぱり町長は僅差で通りましたけども、大事な責任を負うことになったんですから、とにかくやる気を出し、根気強く、勇気もやりましょうが最後まで頑張っていたいただきたいと思います。終わります。</p>
野木議長	<p>続いて、上麻里議員より出されております</p> <p>(1) 個人情報保護法について</p> <p>(2) 町防災計画について</p> <p>の一般質問をお願いします。</p>
上議員	<p>1番、上麻里でございます。初めての一般質問になります。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>今回、私二つの質問をさせていただこうと思います。</p> <p>まず一つ目は、個人情報保護法についてです。近年、個人情報の取扱いやパワハラやセクハラなどの人権問題が取り出される中で、吉野町の町長を初め職員に対して、個人情報や人権意識研修はどのような形でされていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>町長よろしくお願ひいたします。</p>
野木議長	<p>はい。中井町長。</p>
中井町長	<p>上麻里議員の一般質問にお答えをさせていただきます。初めての一般質問ということで、しっかりと私のほうもお答えをさせていただきたいなというふうに思います。</p> <p>一つ目の個人情報保護法についてでございます。こちらのほうは組織を運営する上において非常に重要な案件でございます。特にテレビ報道見てもセクハラそしてハラスメントなどの事件が多発しておりますので、そういった部分に置くともう一度公務員としての守秘義務であったり34条1項にあるこの秘密を守る義務、こういったところをしっかりと職員、我々自身もそうですけれども意識しながら町政運営をしていくというのは非常に重要かなというふうに</p>

思っています。こういった一般質問を通して改めて整理をする上においてしっかりと進めていきたいなと思っています。研修等々の内容は総務課長からお答えをさせていただきますけれども、昨年も行政の中で職員が逮捕される事例がありました。そういったことも含めると、しっかりと内部統制強化をしていこうということを、上議員が当選される前ですけれども議会の中で言わせていただきました。当然その中に服務規程、規律というのもございますしハラスメント防止というのもございます。それぞれの管理職を中心にしっかりと意識を高めていこうという形での指示を出しながら、組織としてもやっていこうと考えていますので、それについてのことと含めて研修内容について総務課長からお話をさせていただきます。

野木議長

はい、辻中総務課長。

辻中  
総務課長

今町長のほうからもありましたとおり、個人情報保護法に限らずなんですけれども、パワハラであったりコンプライアンスであったり、事象も去年はあったということもありまして、職員に対しては毎月課長会を開いておりますので、適時その段階で町長から課長を通じて綱紀粛正に対する指導があったり、研修についてもコンプライアンス研修、パワハラ研修というので計画的に実施していかなければならないということで、研修計画を立てさせていただいて研修をさせていただいているというような状況です。また、職員個人的にもこういう研修に行きたいということがありましたら、そういうのをどんどん積極的に受けに行けと。あるいは、今でしたらデジタルでつながっての研修とかもできますので、そういうのも受講してくださいということでの案内を掲示板でさせていただいている状況です。以上です。

野木議長

上議員。

上議員

個人情報保護法に則って情報が外部に漏れないようにするのは当然だと思っておりますが、例えば、私のことになるのですが辻内議員からもお話がありました

が、このたびの選挙において立候補届出書を取りに行ってもらいました。しかしながら上麻里が出馬すると情報が外部に流出しました。また、被選挙権の確認について住民票を提出した日もある役場元関係者の方は知っていました。抗議のために知人が役場の総務課を通じ、副町長にそのような事実を確認してくださいと連絡しましたがいまだ返答はございません。吉野町役場に対して私は不信感を持たざるを得ません。総務課長、副町長、まずは経緯をお答えください。

野木議長

総務課長。

辻中  
総務課長

今現在、その部分についての情報のルートについては、まずは来られたというようなところになります。そしてそれを対応するのが選挙管理委員会の職員になりますので、まずは情報のルートとしては選挙管理委員会の職員が持つておるといふこと。そして選挙管理委員、あるいは選挙業務に携わる職員に対して情報共有というふうにされますので、私も選挙管理委員会の一員になりますので私のところにも入ってくる。上議員の知人と言われる方、恐らく僕、見当はついているのですけれども、問合せがありましたのでその部分については副町長にも報告をさせていただいてということで、そういう手続をおっております。また、特別職の方が確認された場合も情報というのは共有されるということでご理解いただけたらと思います。

あと副町長のほうから。

野木議長

和田副町長。

和田副町長

お答えさせていただきます。補欠選挙の届出を出されるということで用紙を取りに来られたことについては、12月の段階で誰もおらなかったし、今後、町の職員の動員であったり期日前投票であったり、あるいは投開票であったりというそういったものについて私どもは当然決裁をとらせていただいておりますので、こられた場合はということで選挙管理委員会の担当者に聞かせてい

	<p>ただいたのは事実です。その中で町の中では事務に関わる部分については、聞かれたら職員同士であれば問題はないのかなと思いますけど、ただそれを町外、町民の皆さんにお話をさせていただくことは秘密漏えいになるのかなというふうには思っております。あと、住民票のお話とかについては、私どもはその辺の部分については一切確認もしておりませんし、その辺今おっしゃった内容につきましてはなぜかなという、そういうような部分で具体的なことありましたらお話をさせていただけたらというふうに思っております。</p>
野木議長	<p>上議員。</p>
上議員	<p>事実をもって言っているのですけれども。住民票の提出日を誰かが言っている、流出している、そのような調査はしていただいていますか。</p>
野木議長	<p>和田副町長。</p>
和田副町長	<p>住民票のお話とかいろんな話については、具体的にいつの時点でどうこうというのは私は聞いておりません。ただ届けの話についてはその辺のところは聞いておりました。その辺について上議員さんのほうがそういうふうにおっしゃるといふことでありましたら、その辺の部分については確認をしたいというふうに思います。</p>
野木議長	<p>上議員。</p>
上議員	<p>ではまた後ほど個人的な名前も含めてお伝えさせていただきたいなと思います。</p> <p>ここからは町長に伺います。個人情報を扱う部署が個人の私用携帯を職場に持ち込んで SNS で連絡をとれる職場環境にあるのではないのでしょうか。改めるべきではないのでしょうか。お答えください。</p>

野木議長	中井町長。
中井町長	今の件につきまして事実を確認するためにまず調査をします。
野木議長	上議員。
上議員	<p>しっかりと調査をしていただきたいなと思います。また私が住民票を提出した日、その翌日に知人からも住民票が届出たんだねというふうな SNS が入ってきました。そのことも含めて調査もしていただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。職場に携帯を持ち込んで個人情報が入る SNS など流出する時代です。税金や生活保護のようなセンシティブ情報に関しても大変重要な内容だと思います。管理体制の強化や改善もしていただき二度とこのようなことが流出しないよう、起こらないようによろしくお願いいたします。個人案件とこのことですので私のことです。いつでも呼んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に二つ目の質問をさせていただきます。町の防災計画についてです。東日本大震災に続き、今年起きた能登半島地震、さらに近年の集中豪雨などにより、大きな被害が次々と発生しています。いつどこで起こるか分からない災害、私達も覚悟と備えをしておく必要があります。</p> <p>吉野町はご承知のとおり、東南海地震と千股断層がありこれらが動くことにより大きな震度が起こると言われています。これが発生すれば甚大な被害が出るだろうと考えます。町長はこうしたことに対する覚悟とその備えについて、どのようにお考えですか。</p> <p>また、現在の危機管理体制について、2月5日の奈良新聞に掲載された内閣府の調査では、災害対応の部署に女性職員が1人も配属されていない自治体が全体の6割を占めるそうですが、吉野町の災害担当女性担当の割合を教えてください。</p> <p>町長よろしくお願いいたします。</p>

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>災害に対する対応についてでございます。</p> <p>上議員のおっしゃるように、私自身も先ほども話あったとおり災害に強いまち、ひとづくり、これが重点プロジェクトの一つになってます。</p> <p>私も自然を相手にする仕事で、令和2年までの10年間の中でも1,741自治体ある中で水害、土砂災害がなかったのは20自治体ぐらいです。</p> <p>激甚化する災害、そしてまた高齢者が多い吉野町でございますので、そこに対する危機意識というのは一期目4年の中からずっと続けております。</p> <p>ただ、それ以上にどういった対応をしていくかというのが非常に求められている時代でもありますので、そこについてしっかり強化をしていきたいなというふうに思っております。</p> <p>その中で一つは災害対策基本法が令和3年5月20日に改正されました。これは上議員もご存じかと思えますけれども、そういった中で住民主体の防災対策に転換しなければならない。これは内閣府の中で国もこの自助、共助、公助の中で自らの命は自ら守る。そういった対策に切替えていかないと命は守れないというふうな形になる中で訓練もそうですし、行政としてどういうふうな対応をすべきかというのは非常に重要なポイントかなと思っております。</p> <p>高齢者が多い吉野町につきましては、やはり孤立化が考えられます。その中で公約の中にもあるのですが、コミュニティーを生み出すような防災会議の設置をしたい。そして先ほど一般質問でもありましたけれども、事例、事象を想定した中でこういったときにはどういう行動をする、どういう避難をする。タイムライン防災という形の今動きがあるので、マイタイムラインという形でのしっかりとした訓練を通してそれを意識づけていく、危機意識を高めるというのが非常に重要かなというふうに思っております。</p> <p>そしてその次に、上議員もおっしゃっていただいた女性の視点です。</p> <p>これは読売新聞、日経にも載ってございました。おっしゃるとおりでございます。私も危機意識に対する防災セミナーを2回ほど、一期4年間の途中で受けさせていただいた中で、この女性の視点が非常に大事であるということを言っ</p>

おります。その中で、実際に防災職員の女性を配置するという形というのも今、ほとんどの自治体の中でまだ出来てない。人の問題もありますけれども女性の配置が出来てない。災害時に粉ミルクであったり、女性生理用品であったり、そういうふうな備えというのが女性の視点でないとなかなか出来ないということでございますので、こういったところも今危機管理室の中で4年前から担当はいますが、もう少しその女性の割合、総務課の中には女性はいりますが、その中でどういう形で関わっているか。その辺の部分についてももう少し詳しくは総務課長からいただけたらいいですけども、防災の視点の中で職員を育成していくというのも非常に重要な視点かなと思います。今の限られた人材だけではなくて、ひょっとするとそういった視点の中で人を入れていかないといけないかなということも含めて考えていきたいなというふうに思っています。

野木議長

辻中総務課長。

辻中  
総務課長

今町長からもありました防災担当の話ですけども、総務課危機管理室で平常時、防災担当部署として活動しております。その中で総務課職員が11名おりまして男子7名女子4名ですが、全てが専従で働いて防災担当しているというわけではなく兼務しているような状況です。ただ、町長が先ほどから申し上げたとおり、女性の視点というのをこの防災の計画を立てたり、防災のことを考える、避難所のことを考えるといったときにすごく大事なことだと。これは東日本、阪神淡路のときからそういったことは言われているというような状況なので、そういうふうな用意をするもの、あるいは計画を立てる段階でもこういうことを考えなければならないというふうなところでは、女性の意見を積極的に聴き入れる、聴くような体制をとるというふうなことで取組をしています。

また、地域のほうで地域コミュニティーの中での防災。共助が非常に大切やということで、積極的に地域の中で防災の学習会であったりとかそういうふうなところ。そのエリアでしか出てこない情報とかもありますので、そういうところもしっかりこうやっていきたい。今まではコロナの状況がありましたので、

	<p>そういう学習会等も開催出来ていなかったという状況が3年ほど続いております。今また、コロナが5類におちてからちょっとずつ増えていっているという状況なので、今後ますます地域のほうでしっかりと体制を組んでいきたいというふうに思っております。</p>
野木議長	<p>上議員。</p>
上議員	<p>おっしゃるとおりだと思います。</p> <p>人口の半分以上が女性であり、女性の視点に立った災害対応を行うことが、地域の防災向上につながると思います。</p> <p>質問ですが、吉野町ホームページでは、吉野町地域防災計画本編第2章の第4節に、今後も高齢者や障がい者等の要配慮者、女性を考慮した施設、設備の整備に努めるとあり、町内には土砂災害時等の指定緊急避難場所が57か所点在しております。</p> <p>こうした指定緊急避難場所においては、現在のところどのような指定に必要な設備や資機材が配慮されているのでしょうか。また、女性用品や介護用品、乳幼児などに対する備蓄情報も教えていただきたいなと思います。</p>
野木議長	<p>辻中総務課長。</p>
辻中総務課長	<p>指定避難場は各大字の公共施設を利用しているというようなところになります。それぞれの施設のところには備蓄品を置いているというわけではなくて、その地区ごとにまとめて置かれて分散化されている形になってます。それぞれのところでは、どれだけのものがいつの時期に期限が切れてというところもあるのですが、備蓄品で言いますと食料品でアルファ米、水や缶のビスケットが主なものになってまして、あとブルーシートや毛布等の資機材というところになっていきます。うちの防災倉庫の中には、そういうときに使うようなブルーシートやスコープ、災害対応する部分を備蓄している状況です。あと各地域の指定避難場になっているエリアでは、それぞれの地区に自主防災組織というの</p>

	<p>を地域で持っていただいております、そこで備蓄品、発電機であったりとか、そういうものを購入するときの費用を助成させていただいて、それぞれのところで必要なものを用意していただくという形をとらせていただいております。</p> <p>まだまだ不十分なところもあるのですが、それをちょっとずつ解消していくような取組を進めている状況です。</p>
野木議長	上議員。
上議員	私が住む丹治地区なんですけれども、確認に行かせていただきましたらブルーシートとか、あと発電機などはあったんですけれども、そういう食料品や毛布などはなかったんですね。地域によって差はあるのですか。
野木議長	総務課長。
辻中 総務課長	個別の大字のところというよりは、例えば丹治地区でしたら長寿福祉課がそばにありますので、そこに日赤とかそういうふうな物品、あるいは備蓄品等も置かしていただいています。国栖でしたら国栖中央公民館に取りあえず置きますよ。あるいは小学校の跡地のところに置いてありますよという、そういう周知の仕方をさせていただいているということでご理解いただけたらと。
野木議長	上議員。
上議員	また女性用品や介護用品、乳幼児用品などは一括して役場のほうに置いてあるとかそういうことになるのでしょうか。
野木議長	辻中総務課長。
辻中 総務課長	数にしたら非常に少ないですが役場の備蓄倉庫でやらしていただいている。全てを備蓄品で対応するというわけではなくて、流通物資であったり災害協定

	<p>を結んで置かしていただいて、すぐに届けていただくというような状況をとらせていただいているということでございます。</p>
野木議長	<p>上議員。</p>
上議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>また避難場所のことについてですけれども、先ほど神社なども避難場所になるというふうに総務課長おっしゃっていらっしゃいましたが、このあいだ丹治のお祭りで神社に行かせてもらったんですけれども、そこが避難所となっていました。その避難所、木が覆い茂ってしまして災害のときに倒木などしたら大変危険なところだなと思いました。こういうふうな避難場所を、1年に1回など点検とかに行かれていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>また、運動公園の体育館にこのあいだ伺ったんですけれども、冷暖房施設を確認しましたら暖房はないということでした。そして冷房のほうは壊れていて、いつ直すかわからないと担当の方がおっしゃっていました。そのようなことは、ご確認いただいていますか。</p>
野木議長	<p>はい、辻中総務課長。</p>
辻中 総務課長	<p>各施設というかそれぞれの大字にある部分については、指定管理を出してたりということで、設備の不備具合については報告が入ってくるような形になってます。直接町のほうが管理をしている施設は、常に定期的には点検をさせていただいている状況になります。</p> <p>運動公園のほうは総務課にはそういう情報は入っておりません。暖房はないということですが、ブルーヒーターとかで対応すると聞いております。あと冷房の故障、キュービクルのほうがなっているのか、その辺は僕も今、曖昧な情報ではお答え出来ません。</p>
野木議長	<p>上議員。</p>

<p>上 議 員</p>	<p>また、確認していただきたいなと思います。</p> <p>各避難所に対しても、1年に1度など調査をしていただきたいなと思います。災害発生ときには能登もそうですが避難場所の問題や備蓄品がすぐ必要となります。吉野町まちづくり基本条例第36条に町は日頃から災害などの危険を予測し、災害ときに被害を可能な限り減らすよう事前の対策を講じるとともに、緊急事態に適切に対応できる機動的な危機管理体制の充実強化に努めるとあります。今、本当に危機を感じて実行していただくことを要望し質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>野 木 議 長</p>	<p>一般質問を終わります。</p> <p>本日の議事日程は全て終了しました。</p> <p>明日7日から常任委員会特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。</p> <p>3月7日 午前10時 総務文教厚生委員会、 総務文教厚生委員会終了後 産業建設委員会</p> <p>3月8日 予備日</p> <p>9日 休会</p> <p>10日 休会</p> <p>11日 午前10時 予算決算特別委員会</p> <p>12日 午前10時 予算決算特別委員会</p> <p>13日 午後2時 予算決算特別委員会</p> <p>14日 予備日</p> <p>15日 午前10時 本会議（第4日目） を開会いたします。</p> <p>明日7日からの委員会では、十分な審査を賜りますようお願いいたします。</p>

本日はこれもちまして散会することにいたします。  
ご協力ありがとうございました。

( 午後 3時 18分 散会 )

令和6年第1回吉野町議会定例会会議録（第4日目）

1. 招集年月日 令和6年3月15日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月15日 午前10時00分開会
4. 応招議員 1番 上 麻 里 2番 藤 本 昌 義  
3番 辻 内 正 誠 4番 下 中 一 平  
5番 山 本 義 史 6番 上 滝 義 平  
7番 野 木 康 司 8番 中 西 利 彦  
9番 西 澤 巧 平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町 長 中 井 章 太 副 町 長 和 田 圭 史  
教 育 長 土 居 正 明 参 事 黒 田 祐 介  
総 務 課 長 辻 中 哲 也 公民連携室長 小 西 修 司  
協働のまち推進課長 森 脇 登 志 男 町民税務課長 戸 毛 祥 博  
長寿福祉課長 吉 村 直 樹 暮らし環境整備課長 山 本 剛  
産業観光課長 中 尾 勇 教 育 次 長 上 林 勝 則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局 長 坂 本 や よ い 課 長 補 佐 玉 村 陽 子
10. 議事日程  
日程1 委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）  
日程2 議第3号 吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて  
日程3 議第4号 吉野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて  
日程4 議第5号 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正することについて

- |       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 日程 5  | 議第 6 号    | 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて                                    |
| 日程 6  | 議第 7 号    | 吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて          |
| 日程 7  | 議第 8 号    | 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて                                       |
| 日程 8  | 議第 9 号    | 吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて          |
| 日程 9  | 議第 10 号   | 吉野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程 10 | 議第 11 号   | 吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて                                |
| 日程 11 | 議第 12 号   | 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について                                       |
| 日程 12 | 議第 13 号   | 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 14 号について                               |
| 日程 13 | 議第 14 号   | 令和 6 年度吉野町一般会計予算（案）について                                       |
| 日程 14 | 議第 15 号   | 令和 6 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について                                 |
| 日程 15 | 議第 16 号   | 令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について                                |
| 日程 16 | 議第 17 号   | 令和 6 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について                                   |
| 日程 17 | 議第 18 号   | 令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について                                  |
| 日程 18 | 議第 19 号   | 令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について                               |
| 日程 19 | 議第 20 号   | 令和 6 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について                                   |
|       | 追 加 議 案 等 |   |
| 日程 20 | 議第 21 号   | 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 15 号について                               |
| 日程 21 | 同第 1 号    | 吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて                                     |
| 日程 22 |           | 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について   |
| 日程 23 |           | 議員派遣について  |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただいまの出席議員総数は9名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。</p> <p>日程に入ります前に、山本義史議員より3月6日の一般質問における発言について、吉野町議会会議規則第64条の規定により、お手元にお配りしました発言取消申出書に記載した部分を取消したいとの申し出がありました。</p> <p>山本義史議員の発言を許可します。</p> <p>山本議員。</p>
山本議員	<p>5番、山本でございます。貴重なお時間ありがとうございます。</p> <p>議長に発言のお許しをいただきましたので、発言の取消しについて申し上げます。</p> <p>3月6日の私の一般質問におきまして、商工会の建物の私見に関する発言で不適切な言葉を用いたため、その発言を取り消すことのお願いとまた、商工会の関係者の方々をはじめ、多くの方々にご不快な思いをおかけしましたことをおわび申し上げます。以後気をつけます。</p>
野木議長	<p>おはかりします。</p> <p>ただいまの山本義史議員からの発言取消しの申し出を許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「異議なし」 の声あり )</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、山本義史議員からの発言取消しの申し出を許可することに決しました。なお、後日、会議録を調整の上、適切な措置を講じることといたします。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p>

日程1 3月6日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。

まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平 委員長にお願いします。

西澤委員長

総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託を受けました議案等の審査並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、総務課所管の議第4号「吉野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて」は、特殊勤務手当の支給対象である行旅病人・死亡人等の収容作業内容の明確化と、有害鳥獣駆除作業に従事する職員への支給について新たに追加するための改正であるとの説明を受け、審査の結果、本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第5号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、地方自治法の改正により会計年度任用職員についても勤勉手当の支給対象となるため、必要な条文の改正であるとの説明を受け、審査の結果、本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第11号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」は、関係法令の改正に伴い、消防団員の各階級別の災害補償基礎額を改正するものであるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、町民税務課所管の議第6号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、令和6年1月に県下統一の保険税率が示されたことに伴う改正であるとの説明を受け、審査の結果、本条例改正案を承認することといたしました。

次に、長寿福祉課所管の議第8号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険料の改定等を行うための改正であるとの説明を受け、審査の結果、本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第9号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」は、指定基準を定めた国の政令が改正されたことに伴い、関係する4つの条例の基準等を改正するものであるとの説明を受け、審査の結果、本条例改正案を承認することといたしました。

次に、教育委員会 教育総務課所管の議第3号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、令和6年4月1日からのこども園の一園化に伴い、管理並びに保育・教育指導体制の充実を図るため、副園長職を新設することによる、関係条文等の改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第7号「吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」は、関係法令の改正による条項番号の変更及び字句の変更を行うための改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に次の二つの事項について町当局から説明を受けました。

まず、政策戦略課公民連携室が所管する「旧吉野小学校 学校跡地の利活用について」は、旧吉野小学校 学校跡地利活用にかかる課題、令和3年7月から9月に実施したサウンディング調査の状況、用途変更のための調査内容や費用等について説明を受けました。

次に、協働のまち推進課が所管する「空き家バンクについて」は、令和6年4月から町直営で運営することとなった、新しい吉野町空き家バンクの運営業務の内容について説明を受けました。以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いて、産業建設委員会 下中一平 委員長にお願いします。

<p>下中委員長</p>	<p>産業建設委員会委員長報告を申し上げます。</p> <p>本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告を申し上げます。</p> <p>本委員会は、3月7日午後2時10分から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>まず、暮らし環境整備課所管の議第10号「吉野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて」は、関係法令の改正に伴い、水道法関係の管轄省庁が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることによる改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。</p> <p>次に、議第12号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」は、同組合規約の変更は構成市町村の議会の議決が必要であり、改正内容は議第10号と同様、管轄省庁の変更に伴う改正であるとの説明を受け、審査の結果、本委員会としてはこの変更について承認することといたしました。</p> <p>また、本委員会は、3月12日午後3時から理事者に出席を求め、開催いたしました。</p> <p>付託案件以外の事項で、産業観光課が所管する「世界遺産20周年記念事業について」は、世界遺産20周年事業の実施に向けて様々な事業計画を進めているが、このたび、国土交通省観光庁が募集している国庫補助事業の採択を受けたことから、本定例会最終日に追加議案として、令和5年度一般会計補正予算(案)を提出したい旨の説明を受けました。以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。</p> <p>なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項につきまして、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会の委員長報告を終わります。</p>
<p>野木議長</p>	<p>続いて、予算決算特別委員会 藤本昌義 委員長にお願いします。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>予算決算特別委員会委員長報告を申し上げます。</p>

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、3月11日午前10時から、12日午前10時からの2日間、理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第13号「令和5年度吉野町一般会計補正予算（案）第14号について」は、補正予算の概要として、補正規模は4,867万7,000円の増額で、予算総額を65億5,686万1,000円とするものであり、翌年度への繰越明許費として、公有財産管理事業を含む13事業、総額1億5,434万4,000円の繰越であり、歳入の補正は、「地方交付税」で3,948万7,000円の増額。「国庫支出金」は219万円の増額。「寄附金」は700万円の増額であり、歳出の補正は、増額分として総務費の退職手当組合負担金1,522万円。財政調整基金積立金3,098万4,000円。企業版ふるさと納税基金積立金417万4,000円などで、民生費は老人保護措置等事業79万9,000円。障害福祉総務事業8万2,000円。土木費は土木総務事業71万円であり、減額分としては、衛生費の暮らしによりそう環境美化推進事業で、428万2,000円であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算案を承認することといたしました。

次に、議第14号「令和6年度吉野町一般会計予算（案）について」は、令和5年度当初予算と比較して5億1,800万円増の予算総額60億9,900万円の予算案であり、令和6年度の3つの最重要プロジェクトとして、①災害に強い「まち・ひとづくり」の推進、②賑わい、民間活力導入による旧吉野小学校跡地利活用の推進、③町民の命を守り、次世代につながる新庁舎整備事業の推進を掲げ、令和6年度の新しい取り組みとしては、「世界遺産登録20周年記念事業の実施」、「よしのこども園の大規模改修」、「家内消費等の農業生産者向けの防護柵設置補助」、「ウェブアプリを利用した施設予約や申請」、「持続可能な地域公共交通確保のための調査」などで、各担当課長等から各費目において、主要となる事業の説明を受け、審議をいたしました。

本委員会は、事業の展開については、本町の目標とする将来像に向けて、町民のみなさんにとって効率的、且つ効果的な事業となるよう精査検討を行い、必要に応じて各事業の進捗状況についても報告を行うよう申し入れ、異議なく

本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 15 号「令和 6 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）については、保険給付費 7 億 8,757 万 2,000 円。国民健康保険事業費納付金 2 億 4,380 万 9,000 円などで、前年度比 500 万円減の予算総額 10 億 7,600 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 16 号「令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）については、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 7,750 万 4,000 円などで、前年度比 1,000 万円増の予算総額 1 億 8,500 万円の予算案であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 17 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）については、保険事業勘定においては、前年度比 7,660 万円減の予算総額 11 億 9,370 万円の計上、また、サービス事業勘定では、前年度比 140 万円減の予算総額 250 万円の予算案であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 18 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）については、前年度比 1,990 万円減の予算総額 2 億 1,070 万円の予算案であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 19 号「令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）については、前年度比 820 万円減の予算総額 2,410 万円の予算案であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することと致しました。

次に、議第 20 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）については、業務の予定量は、給水戸数を 3,690 件、年間総給水量を 65 万 2,500 立方メートル、1 日平均給水量を 1,788 立方メートルとするものであり、収益的支出は、水道事業費用として、前年度比 2,915 万円増の予算総額 4 億 736 万円。資本的支出は、建設改良費等の前年度比 1,108 万円増の予算総額 3 億 3,836 万円であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案等の審議結果について予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野木議長

上程議案の採決に入ります。

日程2 議第3号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第4号「吉野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第5号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第6号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意 見 な し」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第7号「吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意 見 な し」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 議第8号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程8 議第9号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程9 議第10号「吉野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 議第 11 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 11 議第 12 号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程 12 議第 13 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 14 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「意見なし」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 議第 14 号「令和 6 年度吉野町一般会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「はい」 の声あり ）

この際、議長より申し上げます。先ほどの委員長報告は承認でございます。まず冒頭に、反対または賛成を明らかにしてから意見は述べてください。反対意見を述べられるかたは、どの事業のどの部分が反対なのか具体的にお示しをいただき、明確に意見を述べてください。

辻内議員。

辻内議員

結論反対でございます。理由を一点に絞り申しあげます。

吉野運動公園並びにカヌー施設の運営は、令和 4 年 3 月まで運営委託事業でございました。令和 4 年の当初予算において私はその内容を反対いたしました。そのときの組織変更の目的は、町長は運動公園並びにカヌー庫も含めて津風呂湖一帯のにぎわいを再構築するためとおっしゃいました。その後、令和 5 年の一般会計予算を経て現在に至ります。その間、私は昨年 12 月議会、僅か 4 か月前です。一般質問時にこの組織変更に関して、その本来の目的はどこへ行ったのかということ町長並びに副町長に答えを求めました。まだ、その質問は教

育長も聞いておられました。結論的には組織変更の思いは今も変わらないと。このような答えをいただきました。その結果が今の一般予算です。金額の大小は問いません。大きな工事を求めるものでもありません。私、遠回しに委員会でも質問しました。でも回答はありませんでした。私は正直怒っております。町長は組織変更そのものが目的ではないとおっしゃっております。繰り返しますがお金的大小ではありません。吉野町は大丈夫かと。このように私は問いたい。思いがあつての行動、その行動をするには必ず予算の裏づけが要るはずです。その予算が1円もついていない。そのものが吉野町の今の実態ではないか。よってその代表である一般会計予算に反対いたします。以上です。

野木議長

ただいま、辻内議員より反対意見が出されております。

続いて、賛成の意見を求めます。

藤本議員。

藤本議員

私は賛成です。

この予算といいますのは、事業執行するための吉野町にとって重要な予算でございます。これを否決してしまいますと、町政が停滞し行政サービスが行えません。住民の皆様にも多大なるご迷惑をかけるようなことは出来ないと考えます。そして予算決算特別委員会では本件に関しては承認しており、都度承認の異議を求めましたが異議はでておりませんことを申し上げます。以上。

野木議長

ほかに意見はございませんか。

山本議員。

山本議員

反対でございます。

令和5年第1回定例会の中井町長の施政方針の中で、現役場庁舎老朽化に伴う庁舎整備につきましては、総合的な判断から旧吉野北小学校跡地を活用した庁舎整備を進めてまいりましたが、紹介議員4名、請願者1,259人による反対、移転反対の請願書が議会へ提出されたことを重く受け止め、新庁舎整備事業に

については一旦白紙に戻したいと思えますと述べましたが、今回の予算には庁舎整備に関して白紙に戻すという予算にはなっていません。具体的には吉野北小学校であったり、中央公民館等の予算が組まれていないということでございます。以上です。

野木議長

ただいま、山本議員より反対意見が出されております。

続いて、賛成の意見を求めます。

西澤議員。

西澤議員

この予算に対しては賛成でございます。

住民の生活に密着した大変大事な予算が含まれておりますので、先ほどの消極というか一部の点を指摘されておりますが、それは委員会でもう少し詳しく意見をいただいて、修正するなりできたんじゃないかと思えます。

これはですね。僕思うのに今年1月に町長選挙ありました。その尾を引いての中井町政に反対するための反対であるような気がしております。理由なき反対は数の暴力であります。私は大局を見て賛成いたします。

野木議長

ほかに意見はございませんか。

ほかに意見がないようですので、これで討論を終わります。

反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

起立少数です。

したがって、本案は否決することに決しました。

日程 14 議第 15 号「令和 6 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意見なし」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 15 議第 16 号「令和 6 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意 見 な し」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 16 議第 17 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

( 「意 見 な し」 の声あり )

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異 議 な し」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 17 議第 18 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「意見なし」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 18 議第 19 号「令和 6 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

（ 「意見なし」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 19 議第 20 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「意見なし」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案は原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

追加議案が提出されております。

日程 20 議第 21 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 15 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

黒田参事。

黒田参事

追加議案に係る提出議案等説明資料の 1 ページをご覧ください。

議第 21 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 15 号について」ご説明申し上げます。

まず、歳入歳出の予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,500 万円を追加し、補正後の歳入歳出の総額を 66 億 186 万 1,000 円とするものでございます。繰越明許費につきましては、6 款「観光商工費」1 項「観光商工費」観光プロモーション事業 4,500 万円でございます。続きまして債務負担行為の補正でございます。旧吉野小学校跡地利活用事業につきましては、令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 年間にかかる費用の限度額を 8,981 万 8,000 円とするものでございます。

続きまして歳入の補正でございますが、15 款「国庫支出金」4,500 万円に関しては、インバウンド消費の拡大・質向上推進事業補助金でございます。

続きまして歳出でございます。6 款観光商工費内の観光プロモーション事業 4,500 万円につきましては、インバウンド消費の拡大・質向上推進に係る委託料でございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

辻内議員。

<p>辻内議員</p>	<p>こちらのインバウンド消費のほうの質問でございます。簡単な質問でございます。</p> <p>私この資料を見まして、昨日、観光庁のホームページを見ましたら募集要項のアーカイブがまだ残ってました。そのアーカイブ 50 分ほどなんですけどもそれを見ました。非常に大変なボリュームのある仕事だなど、このように私は思ったわけです。</p> <p>そこで質問します。</p> <p>このアーカイブ、ここにおられる方で見られた方手を挙げてください。大丈夫中尾さん。質問に切替えないといけないので難しいですけども、アーカイブを見られたほうが良いと思われる方手を挙げてください。お願いいたします。</p> <p>すいません。本当に大変な作業ですのでぜひ勉強してください。以上でございます。</p>
<p>野木議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 「 異 議 な し 」 の声あり )</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第 21 号について委員会の付託を省略することに決しました。</p> <p>議第 21 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 15 号について」意見を求めます。</p> <p>辻内議員。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>結論、反対でございます。反対の項目はこの第 3 条と書かれた債務負担行為でございます。</p> <p>理由を 2 点申し上げます。</p> <p>1 点目。2 月の臨時議会で、私自身の反対理由は既に解決済みであるというこ</p>

とを確認しておりますので問題ございませんが、他の反対議員の反対理由への対応は不十分と考えた次第でございます。

2点目としてそのことを具体的に申し上げます。私は、7日の総務文教厚生委員会で、反対議員への返答が理事者の限度だと理解いたしました。そして8日の金曜日、入札や談合に関する独占禁止法、周りにある数多い法律を調べますと入札談合等関係防止法の第2条第3項の3というものがあることを知りました。この内容を公正取引委員会に電話して、私なりに勉強し理解をいたしました。例えば、興味を示してくれる会社名の公表は絶対にアウトにつながり、この入札が出来ない。つまり吉野小学校跡地利活用は進まないこととなります。一方で、もう少し理事者として方法を考えれば議員には話せるであろう内容もございます。というように公正取引委員会との電話で理解いたしました。また、説明をする理事者側から我々議員へ法律視点での情報公開の限界というものが、何ら法律名として示されたことは私の記憶では一度もございません。私は、私を納得させるために、本来理事者がやるべきことを議員である私がやっていたと。私の行為は議員としてばかかもしれません。そんな私ですけども、私の理解は90%正しいと信じていますが、あとの10%、何か落とし穴がありそうで失礼ですけども理事者を100%信じられません。別の言い方をすると、法律まで調べて賛成しようとしている私は、後に住民の皆様を裏切ることになるのではないかと。また、公正取引委員会との電話から、理事者側は我々議員にはCVY放送しなければ説明可能な情報があると確信しております。決して支援行為のための反対ではございません。私が議員として、住民の代表として納得できる材料、つまり情報をもう一度議論する必要があるのではないかと考え反対いたします。

野木議長

ただいま辻内議員より反対意見が出されております。

続いて、賛成の意見を求めます。

中西議員。

中西議員

この補正予算については賛成をしたいと思います。

2月にも私賛成意見を述べたわけなんですけども、中井町長二期目に当たって、早く旧吉野小学校の跡地を皆さんに賑わいを創設するよなということで、頑張って施策を立てていただいております。その実行のためにもこれ必要ですし、これを否決するとなりますとインバウンドの4,500万もともに否決されると。これ大変な問題が起こってこようかなというふうに考えますので、これは吉野町のためにも賛成をしたいと思います。以上です。

野木議長

ほかにございませんか。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

起立少数です。

したがって、本案は否決することに決しました。

日程 21 同第 1 号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

地方自治法第 117 条の規定により山本義史 議員、退席をお願いします。

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

改めまして、山本義史 議員の紹介をさせていただきます。

なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただきます。

山本議員は平成 29 年に初当選され、議員在職年数は 7 年、現在二期目でございます。この間、町議会におきましては副議長を 3 度、また常任委員会、特別委員会の委員長等を歴任され、現在産業建設委員会副委員長をお務めてござい

	<p>ます。</p> <p>ご同意のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）</p> <p>意見がないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本件を同意することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件を同意することに決しました。</p> <p>山本義史 議員に議場にお入りいただきます。</p> <p>ただいま監査委員に選任同意されました山本義史 議員にごあいさつをお願いいたします。</p>
山本議員	<p>ただいま、監査委員に選任同意されました山本義史でございます。</p> <p>初めてのことでありますが、監査役ということで一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、皆さん方のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
野木議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日程 22 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」</p> <p>それぞれの委員長より会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉</p>

会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程 23 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもって、本定例会を閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

令和 6 年第 1 回吉野町議会定例会、3 月 1 日から開会いたしました。一般質問から始まり各委員会慎重に審議を賜り、上程いたしました議案、本日の採決をいただきました。2 件否決になりました。議第 14 号「令和 6 年度の一般会計予算（案）」、そして議第 21 号「吉野町一般会計補正予算（案）第 15 号」につきまして否決となりました。

この件につきまして、少しお話をさせていただきたいと思います。

予算案につきましては、各委員長を中心に慎重審議をいただきました。そし

て、委員会では詳細に説明をさせていただき、各議員からの質問にも真摯にお答えをさせていただき、委員会終了前には今の時点で気になるところがあれば教えてください等の声をかけさせていただきました。特段の意見もないまま、委員会は全会一致で承認をいただきました。

予算決算特別委員会は3日間の予定を2日間で終了し、スムーズな議論が行われたと考えており、そこから特段の変わった事情があったわけでもなく、本会議で否決されたことに正直驚いております。

議論を尽くした上で反対ではなく、議論を放棄し反対のための反対をしたと。私自身も議員として経験しておりますので非常に残念に思っております。

大和高田市議会、また高取町議会でも当初予算の反対はありました。ただ、委員会での否決を受けて組替え、また一部の事業の修正、そういったことを受けての本会議であります。

今回の否決を受けまして、職員に対する負担、出てこようかと思えます。それと同時に予算が否決されることにより、このままで4月以降、あらゆる予算執行が出来ないため少し大げさでございますけれども、保育や住民票1枚出すことが出来ない。町民生活に多大な影響を及ぼしてまいります。そうならないために、我々は3月中にあらゆる努力をもって町民生活を守るための方策を考えてまいります。

改めて申し上げますが、当初予算、施政方針でもありました。ある意味二期目の挑戦でございます。町長の不信任を意味すること。政策的な事業が出来ないこと。世界遺産の20周年登録事業。また吉野こども園一園化に伴う大規模改修。公共交通のデマンドバスの延伸。委員会を経ての否決であれば私自身も職員とともに対応出来ましたが、本会議の否決であり、本当にこの点に関しましては非常に残念でございますけれども、最初に申し上げたとおりあらゆる手段を使って、町民生活に影響のないように取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、この後の町民生活に関わることに、しっかりとまた提案をしてまいりますので、引き続きご指導をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝を申し上げます。

これを持ちまして、令和6年第1回吉野町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

( 午前 10時 52分 閉会 )

